

# 健康保険と 医療のガイド

出産  
したときは？

医療費が  
高額になった  
ときは？

結婚  
したときは？

病気やけがで  
働けなくなった  
ときは？

介護が  
必要になった  
ときは？

# Contents

● どんどん便利になっています! マイナ保険証	4
● 2026年度(令和8年度)から「子ども・子育て支援金」が始まります!	5
● 令和8年度 予算のお知らせ	6
● 健康保険料/子ども・子育て支援金/介護保険料 月額表	7
● 令和6年度 決算のお知らせ	8
● わたしたちの健保は組合健保	9
● 健康保険に加入する人	10
● マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書	12
● 保険料と標準報酬	13
● 保険給付の種類	14
● 保険給付一覧	15
● 健康保険が使えないケース	16
● 病気やケガをしたとき	17
● 高額な医療費がかかったとき	18
● 立替払いをしたとき	20
● 柔道整復師にかかったとき	21
● 医療費の差額を払うとき/歯の治療を受けるとき	22
● 入院などで移送を受けるとき/在宅医療を受けるとき	23
● 公費で受けられる医療	24
● 病気やケガで仕事を休んだとき	25
● 出産したとき	26
● 出産のため仕事を休んだとき	27
● 死亡したとき	28
● 交通事故などにあつたとき	29
● 退職後の給付	30
● 任意継続被保険者制度	31
● 医療費通知/医療費控除	32
● 介護保険	34
● 高齢者医療制度	36
● 保健事業のご案内	37
● 令和8年度「インフルエンザ予防接種」補助制度のご案内	38
● 「健康マイポータル」のご案内	39
● 相談窓口のご案内	40
● 健康診断のご案内	41
● 「&well」のご案内	42
● 契約保養施設のご案内	43
● 身近に迫る健康問題ニュースワード<加熱式タバコ>/当組合の禁煙支援事業	44
● けんぽINFOMATION(組合議員就退任、理事会・組合会の報告、公告事項)	46

2026年度版

# 健康保険と 医療のガイド

健康保険は相互扶助のシステムです

わたしたちが気がかりなことのひとつに、自分自身や家族が病気になったりケガをしたときの医療費や生活費をどうするか、ということがあります。これは、出産や死亡の場合も同じことです。

健康保険は、このような不時の出費に備えて、働いている人たちがそれぞれの収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担し、思わぬ病気やケガのとき、出産や死亡のときに、必要な医療や現金を支給するという、“相互扶助”の精神に基づく制度です。

本書では、健康保険のしくみや給付の内容などをわかりやすく解説しています。

# どんどん便利になっています! マイナ保険証

以前はシステムのトラブルや不便な点もあったマイナ保険証ですが、マイナ保険証による受診が基本となり、皆さんが安心・便利に使えるように改善されています。

顔認証がうまくできない、  
暗証番号もわからないとき

## 目視確認モードに切り替えて 対応します

何らかの事情で顔認証や暗証番号で本人確認ができない方に対し、受付でカードリーダーを「目視確認モード」に切り替え、目視で本人か確認します。機械のトラブル等で顔認証や暗証番号が入力できないときにも役立ちます。

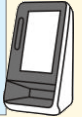
マイナンバーカードの有効期限  
(電子証明書含む) が近づいているとき

## 有効期限が切れる3カ月前から カードリーダーでお知らせします

医療機関に設置されているカードリーダーでは、有効期限の3カ月前時点からアラートが表示され、有効期限を教えてください。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。詳しくは市区町村にお問い合わせください。

次に進む



災害時や緊急時など、  
マイナ保険証を持っていないとき

## 災害時モードを使って、資格情報や 服薬履歴等を確認します

緊急時は、マイナ保険証がなくても、氏名・生年月日・性別・住所等をもとに資格情報や、薬剤・診療・特定健診情報が共有※できるシステムがあります。被災者が避難所で治療を受けるときなどに役立ちます。

※患者の同意が必要です。

カードのマイナ保険証を  
スマホで使えるようにしたい

## マイナ保険証を スマホに搭載できます

搭載方法等については右の二次元コードをご覧ください。まだ少ないですが、スマホ用のカードリーダーを設置している医療機関で利用できます。

\*初診の方は実物のマイナ保険証も持参してください。



デジタル庁

## マイナンバーカードの 有効期限切れに ご注意ください

更新手続きの  
詳細はこちら



マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります。有効期限の2~3カ月前に自治体から「有効期限通知書」が送付されますので、必ず更新の手続きをしてください。有効期限が切れていても手続きはできます。

マイナンバーカード搭載の  
電子証明書の有効期限

発行日から  
5回目の誕生日まで

マイナンバーカードの  
有効期限

発行日から  
10回目の誕生日まで  
※18歳未満は5回目の誕生日まで



電子証明書の有効期限が切れても3カ月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月の月末から3カ月経過すると利用登録が解除され、マイナ保険証は使えなくなります。

あなたもそろそろ

## マイナ保険証にしませんか?

すでにマイナンバーカードを  
お持ちの方は、Step2のみ

### Step 1 マイナンバーカードの作成

#### 【用意するもの】

- 交付申請書  
「交付申請書」がない場合は、マイナンバー総合サイトでダウンロードし、郵送で申請可。

#### 【申請の方法】

- オンライン (スマホ・パソコンなど)
- 郵送
- まちなかの証明写真機

→ 「交付通知書」が届いたら、指定の場所で受け取る

### Step 2 健康保険証の利用登録

#### 【用意するもの】

- マイナンバーカード
- カード取得時に登録した暗証番号(4ケタ)

#### 【登録の方法】

- マイナポータル(アプリ)
- セブン銀行ATM
- 医療機関・薬局のカードリーダー

→ どの方法でも、画面に従って入力すればOK!

詳しくは、厚生労働省Webサイトをご覧ください

マイナンバーカード 保険証利用

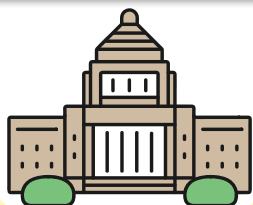


2026年度（令和8年度）から

# 「子ども・子育て支援金」 が始まります！

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。  
2026年（令和8年）4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、  
子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国



支援金率は  
0.23%です

支援金を  
納める

国に代わって被保険者の皆さんから  
支援金を集め、国に納めます

健康保険組合



健保組合の保険料と  
あわせて支援金を納める

事業主・被保険者



皆さんから集めた支援金は、健保組合で使うことは  
なく、国による少子化対策や子育て支援にのみ使わ  
れます。

詳しくはこちら [こども家庭庁HP](#) ▶▶▶



支援金の  
使いみち

- 児童手当拡充
  - 妊婦のための支援給付
  - 育児時短就業給付の創設
  - こども誰でも通園制度
  - 国民年金保険者の育児期間の保険料免除
- など

一般保険料  
+  
介護保険料（40歳以上の方）  
+  
**子ども・子育て支援金**

2026年（令和8年）4月分保険料  
=5月納付分から徴収します

## 子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？ /

▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。

▶ 支援金の負担額は、  
月給（標準報酬月額）× 国が示す支援金率  
で決まります。

▶ 支援金率は2028年度（令和10年度）にかけて段階的に  
上がる見込みです。

- 2026年度（令和8年度） 0.23%
- 2028年度（令和10年度） 0.4%程度
- ： 2028年度の負担が
- ： 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額（2026年度）】

例 月給（標準報酬月額）30万円の場合の月額  
 $30万円 \times 0.23\% = 690円 / 月$   
事業主と被保険者で折半



事業主  
345円



被保険者  
345円

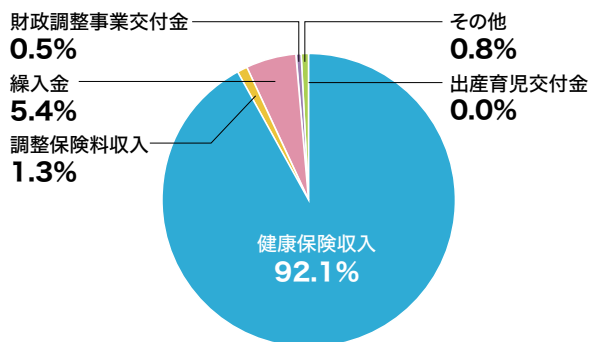
※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。

# 令和8年度 予算のお知らせ

当組合の令和8年度予算は、去る令和8年2月6日開催の第126回組合会で承認されましたので、主な内容について、お知らせします。

■保険料率	一般保険料	94.0%	(被保険者47.0/1000:事業主47.0/1000)	(前年度より6%引き下げ)
	介護保険料	16.0%	(被保険者 8.0/1000:事業主 8.0/1000)	(前年度より0.8%引き下げ)
	子ども・子育て支援金率	2.3%	(被保険者1.15/1000:事業主1.15/1000)	(令和8年度より新設)

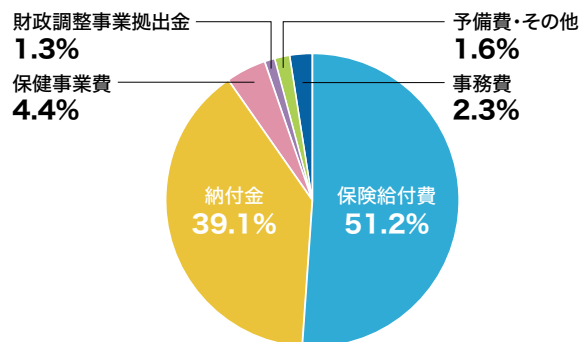
## 一般勘定



収入合計 13,145,049千円

### ■収入

項目	予算額(千円)
健康保険収入	12,100,415
調整保険料収入	169,937
繰入金	708,000
財政調整事業交付金	60,001
出産育児交付金	4,468
その他	102,228
合計	13,145,049

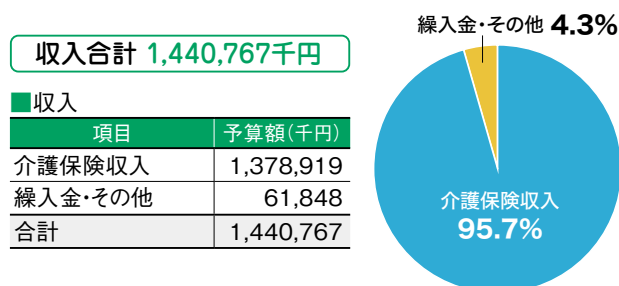


支出合計 13,145,049千円

### ■支出

項目	予算額(千円)
事務費	307,985
保険給付費	6,736,775
納付金	5,141,203
保健事業費	575,994
財政調整事業拠出金	169,937
予備費・その他	213,155
合計	13,145,049

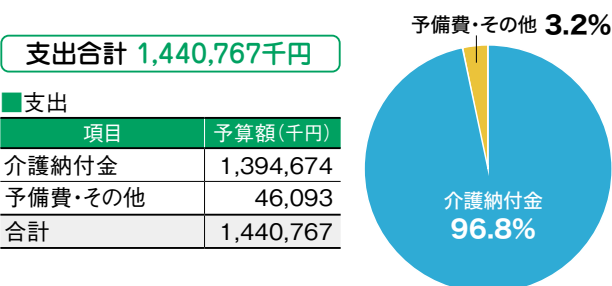
## 介護勘定



収入合計 1,440,767千円

### ■収入

項目	予算額(千円)
介護保険収入	1,378,919
繰入金・その他	61,848
合計	1,440,767

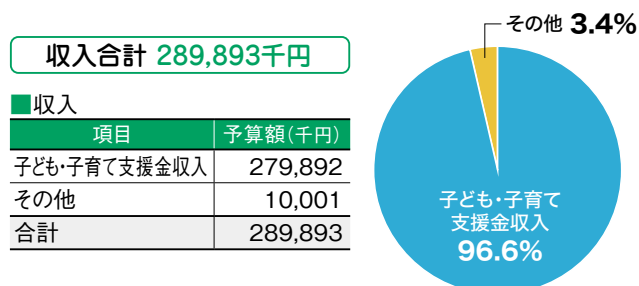


支出合計 1,440,767千円

### ■支出

項目	予算額(千円)
介護納付金	1,394,674
予備費・その他	46,093
合計	1,440,767

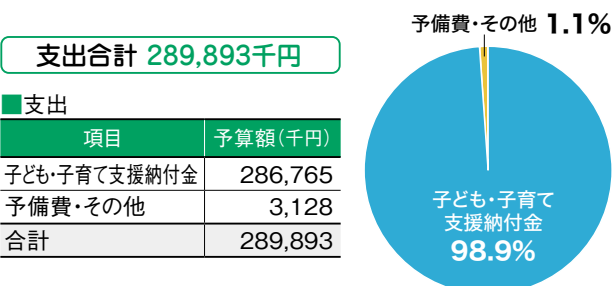
## 子ども勘定



収入合計 289,893千円

### ■収入

項目	予算額(千円)
子ども・子育て支援金収入	279,892
その他	10,001
合計	289,893



支出合計 289,893千円

### ■支出

項目	予算額(千円)
子ども・子育て支援納付金	286,765
予備費・その他	3,128
合計	289,893

※令和8年度 全被保険者の平均標準報酬月額：410,000円(27等級)  
…傷病手当金や出産手当金の計算に使用します。

# 健康保険料／子ども・子育て支援金／介護保険料 月額表

令和8年4月1日改定

等級	標準報酬		報酬月額 (円以上～円未満)	健康保険料 調整＋一般			子ども・子育て支援金			健康保険料 ＋ 子ども・子育て支援金			介護保険料			健康保険料 ＋ 子ども・子育て支援金 ＋ 介護保険料		
	月額(円)	日額(円)		被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
				47/1000	47/1000	94/1000	1.15/1000	1.15/1000	2.3/1000	48.15/1000	48.15/1000	96.3/1000	8/1000	8/1000	16/1000	56.15/1000	56.15/1000	112.3/1000
1	58,000	1,930	～ 63,000	2,726	2,726	5,452	67	66	133	2,793	2,792	5,585	464	464	928	3,257	3,256	6,513
2	68,000	2,270	63,000～ 73,000	3,196	3,196	6,392	78	78	156	3,274	3,274	6,548	544	544	1,088	3,818	3,818	7,636
3	78,000	2,600	73,000～ 83,000	3,666	3,666	7,332	90	89	179	3,756	3,755	7,511	624	624	1,248	4,380	4,379	8,759
4	88,000	2,930	83,000～ 93,000	4,136	4,136	8,272	101	101	202	4,237	4,237	8,474	704	704	1,408	4,941	4,941	9,882
5	98,000	3,270	93,000～101,000	4,606	4,606	9,212	113	112	225	4,719	4,718	9,437	784	784	1,568	5,503	5,502	11,005
6	104,000	3,470	101,000～107,000	4,888	4,888	9,776	120	119	239	5,008	5,007	10,015	832	832	1,664	5,840	5,839	11,679
7	110,000	3,670	107,000～114,000	5,170	5,170	10,340	126	127	253	5,296	5,297	10,593	880	880	1,760	6,176	6,177	12,353
8	118,000	3,930	114,000～122,000	5,546	5,546	11,092	136	135	271	5,682	5,681	11,363	944	944	1,888	6,626	6,625	13,251
9	126,000	4,200	122,000～130,000	5,922	5,922	11,844	145	144	289	6,067	6,066	12,133	1,008	1,008	2,016	7,075	7,074	14,149
10	134,000	4,470	130,000～138,000	6,298	6,298	12,596	154	154	308	6,452	6,452	12,904	1,072	1,072	2,144	7,524	7,524	15,048
11	142,000	4,730	138,000～146,000	6,674	6,674	13,348	163	163	326	6,837	6,837	13,674	1,136	1,136	2,272	7,973	7,973	15,946
12	150,000	5,000	146,000～155,000	7,050	7,050	14,100	172	173	345	7,222	7,223	14,445	1,200	1,200	2,400	8,422	8,423	16,845
13	160,000	5,330	155,000～165,000	7,520	7,520	15,040	184	184	368	7,704	7,704	15,408	1,280	1,280	2,560	8,984	8,984	17,968
14	170,000	5,670	165,000～175,000	7,990	7,990	15,980	195	196	391	8,185	8,186	16,371	1,360	1,360	2,720	9,545	9,546	19,091
15	180,000	6,000	175,000～185,000	8,460	8,460	16,920	207	207	414	8,667	8,667	17,334	1,440	1,440	2,880	10,107	10,107	20,214
16	190,000	6,330	185,000～195,000	8,930	8,930	17,860	218	219	437	9,148	9,149	18,297	1,520	1,520	3,040	10,668	10,669	21,337
17	200,000	6,670	195,000～210,000	9,400	9,400	18,800	230	230	460	9,630	9,630	19,260	1,600	1,600	3,200	11,230	11,230	22,460
18	220,000	7,330	210,000～230,000	10,340	10,340	20,680	253	253	506	10,593	10,593	21,186	1,760	1,760	3,520	12,353	12,353	24,706
19	240,000	8,000	230,000～250,000	11,280	11,280	22,560	276	276	552	11,556	11,556	23,112	1,920	1,920	3,840	13,476	13,476	26,952
20	260,000	8,670	250,000～270,000	12,220	12,220	24,440	299	299	598	12,519	12,519	25,038	2,080	2,080	4,160	14,599	14,599	29,198
21	280,000	9,330	270,000～290,000	13,160	13,160	26,320	322	322	644	13,482	13,482	26,964	2,240	2,240	4,480	15,722	15,722	31,444
22	300,000	10,000	290,000～310,000	14,100	14,100	28,200	345	345	690	14,445	14,445	28,890	2,400	2,400	4,800	16,845	16,845	33,690
23	320,000	10,670	310,000～330,000	15,040	15,040	30,080	368	368	736	15,408	15,408	30,816	2,560	2,560	5,120	17,968	17,968	35,936
24	340,000	11,330	330,000～350,000	15,980	15,980	31,960	391	391	782	16,371	16,371	32,742	2,720	2,720	5,440	19,091	19,091	38,182
25	360,000	12,000	350,000～370,000	16,920	16,920	33,840	414	414	828	17,334	17,334	34,668	2,880	2,880	5,760	20,214	20,214	40,428
26	380,000	12,670	370,000～395,000	17,860	17,860	35,720	437	437	874	18,297	18,297	36,594	3,040	3,040	6,080	21,337	21,337	42,674
27	410,000	13,670	395,000～425,000	19,270	19,270	38,540	471	472	943	19,741	19,742	39,483	3,280	3,280	6,560	23,021	23,022	46,043
28	440,000	14,670	425,000～455,000	20,680	20,680	41,360	506	506	1,012	21,186	21,186	42,372	3,520	3,520	7,040	24,706	24,706	49,412
29	470,000	15,670	455,000～485,000	22,090	22,090	44,180	540	541	1,081	22,630	22,631	45,261	3,760	3,760	7,520	26,390	26,391	52,781
30	500,000	16,670	485,000～515,000	23,500	23,500	47,000	575	575	1,150	24,075	24,075	48,150	4,000	4,000	8,000	28,075	28,075	56,150
31	530,000	17,670	515,000～545,000	24,910	24,910	49,820	609	610	1,219	25,519	25,520	51,039	4,240	4,240	8,480	29,759	29,760	59,519
32	560,000	18,670	545,000～575,000	26,320	26,320	52,640	644	644	1,288	26,964	26,964	53,928	4,480	4,480	8,960	31,444	31,444	62,888
33	590,000	19,670	575,000～605,000	27,730	27,730	55,460	678	679	1,357	28,408	28,409	56,817	4,720	4,720	9,440	33,128	33,129	66,257
34	620,000	20,670	605,000～635,000	29,140	29,140	58,280	713	713	1,426	29,853	29,853	59,706	4,960	4,960	9,920	34,813	34,813	69,626
35	650,000	21,670	635,000～665,000	30,550	30,550	61,100	747	748	1,495	31,297	31,298	62,595	5,200	5,200	10,400	36,497	36,498	72,995
36	680,000	22,670	665,000～695,000	31,960	31,960	63,920	782	782	1,564	32,742	32,742	65,484	5,440	5,440	10,880	38,182	38,182	76,364
37	710,000	23,670	695,000～730,000	33,370	33,370	66,740	816	817	1,633	34,186	34,187	68,373	5,680	5,680	11,360	39,866	39,867	79,733
38	750,000	25,000	730,000～770,000	35,250	35,250	70,500	862	863	1,725	36,112	36,113	72,225	6,000	6,000	12,000	42,112	42,113	84,225
39	790,000	26,330	770,000～810,000	37,130	37,130	74,260	908	909	1,817	38,038	38,039	76,077	6,320	6,320	12,640	44,358	44,359	88,717
40	830,000	27,670	810,000～855,000	39,010	39,010	78,020	954	955	1,909	39,964	39,965	79,929	6,640	6,640	13,280	46,604	46,605	93,209
41	880,000	29,330	855,000～905,000	41,360	41,360	82,720	1,012	1,012	2,024	42,372	42,372	84,744	7,040	7,040	14,080	49,412	49,412	98,824
42	930,000	31,000	905,000～955,000	43,710	43,710	87,420	1,069	1,070	2,139	44,779	44,780	89,559	7,440	7,440	14,880	52,219	52,220	104,439
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	46,060	46,060	92,120	1,127	1,127	2,254	47,187	47,187	94,374	7,840	7,840	15,680	55,027	55,027	110,054
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	48,410	48,410	96,820	1,184	1,185	2,369	49,594	49,595	99,189	8,240	8,240	16,480	57,834	57,835	115,669
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	51,230	51,230	102,460	1,253	1,254	2,507	52,483	52,484	104,967	8,720	8,720	17,440	61,203	61,204	122,407
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	54,050	54,050	108,100	1,322	1,323	2,645	55,372	55,373	110,745	9,200	9,200	18,400	64,572	64,573	129,145
47	1,210,000	40,330	1,175,000～1,235,000	56,870	56,870	113,740	1,391	1,392	2,783	58,261	58,262	116,523	9,680	9,680	19,360	67,941	67,942	135,883
48	1,270,000	42,330	1,235,000～1,295,000	59,690	59,690	119,380	1,460	1,461	2,921	61,150	61,151	122,301	10,160	10,160	20,320	71,310	71,311	142,621
49	1,330,000	44,330	1,295,000～1,355,000	62,510	62,510	125,020	1,529	1,530	3,059	64,039	64,040	128,079	10,640	10,640	21,280	74,679	74,680	149,359
50	1,390,000	46,330	1,355,000円以上	65,330	65,330	130,660	1,598	1,599	3,197	66,928	66,929	133,857	11,120	11,120	22,240	78,048	78,049	156,097

# 令和6年度 決算のお知らせ

## 令和6年度収入支出決算についてお知らせいたします。

**<一般勘定>** 加入事業所の構成変更により、被保険者数が対前年度比22.5%減と大幅な減少となりましたが、賃金上昇の影響で収入項目の健康保険収入は対前年度比9.9%減に留まりました。

また、支出においては、加入事業所の構成変更の影響で保険給付費(医療費)は20.4%減、国に支払う(税金的性格の)納付金は32.1%減となりました。

結果として収支差引額は22億2,641万円の黒字となりました。

**<介護勘定>** 一般勘定と同様、加入事業所の構成変更により被保険者数が対前年度比23.5%減となりましたが、賃金上昇の影響で介護保険収入は対前年度比9.5%減に留まりました。

また、支出においても一般勘定と同様、加入事業所の構成変更の影響で国に支払う介護納付金の支払いが減少したことにより、対前年度比26.9%減となりました。

### 一般勘定

	項目	決算額(千円)	被保険者 一人当り額(円)
収入	健康保険収入	12,372,538	591,987
	保険料	12,369,773	591,855
	国庫負担金収入	2,765	132
	調整保険料収入	161,668	7,735
	繰入金	0	0
	国庫補助金収入	270,835	12,959
	財政調整事業交付金	91,257	4,366
	利子収入	16,065	769
	出産育児交付金	7,349	352
	その他	5,107	244
合計 (経常収入合計)	12,924,819 (12,405,225)	618,412 (593,551)	

	項目	決算額(千円)	被保険者 一人当り額(円)
支出	事務費	224,290	10,732
	保険給付費	5,580,138	266,992
	法定給付費	5,466,575	261,559
	付加給付費	113,563	5,434
	納付金	4,285,893	205,067
	前期高齢者納付金	1,623,429	77,676
	後期高齢者支援金	2,662,446	127,390
	病床転換支援金	1	0
	退職者給付拠出金	17	1
	保健事業費	434,876	20,807
財政調整事業拠出金	161,552	7,730	
その他	11,659	558	
合計 (経常支出合計)	10,698,408 (10,536,573)	511,886 (504,142)	

※一人当り額は四捨五入の関係で合計との差異あり

収入合計	12,924,819千円
支出合計	10,698,408千円
収入支出差引額	2,226,411千円

剰余金 2,226,411千円の処分内容

・別途積立金	2,226,305千円
・財政調整事業繰越金	106千円

■保険料に対する割合	収入	保険料収入 100.0%		
	支出	保険給付費 45.11%	納付金 34.65%	保健事業費 3.52%

保険給付費と納付金を合わせた金額は保険料収入の約80%以上を占めています。

### 介護勘定

	項目	決算額(千円)	被保険者 一人当り額(円)
収入	介護保険収入	1,515,154	121,533
	繰入金	0	0
	利子収入	102	8
	合計	1,515,256	121,541

	項目	決算額(千円)	被保険者 一人当り額(円)
支出	介護納付金	1,300,851	104,344
	介護保険料還付金	104	8
	合計	1,300,955	104,352

収入合計	1,515,256千円
支出合計	1,300,955千円
収入支出差引額	214,301千円

剰余金 214,301千円の処分内容

・介護保険準備金	214,301千円
----------	-----------

# わたしたちの健保は組合健保

健康保険組合は、皆さん（被保険者）や家族（被扶養者）の病気・ケガ・出産・死亡時の給付、健康づくり事業、および介護保険料の徴収などを行っています。

## 健康保険とは

事業主と皆さん（被保険者）が保険料を出し合い、皆さん（被保険者）や家族（被扶養者）が病気やケガをしたときに保険で診療を受けたり、出産、死亡などのときに給付金を受け取る制度です。

### ●医療保険に加入する人

働いている人をはじめ、すべての人がいずれかの保険（健康保険組合など）に加入することが法律で義務づけられています。

### 医療保険の種類と加入者

皆さん（被保険者）に扶養されている家族（被扶養者）も加入

被用者保険 (事業所で加入)	健康保険組合[組合管掌健康保険] (健康保険組合を設立した事業所に勤める人)
	協会けんぽ[全国健康保険協会管掌健康保険] (健康保険組合のない事業所に勤める人)
	共済組合(国家公務員・地方公務員)
	共済制度(私学教職員)
	船員保険(船員)
地域保険 (地域住民が加入)	国民健康保険 (農業・漁業・自営業・自由業など)
	後期高齢者医療制度 (75歳以上の人)

## 健康保険組合とは

健康保険の仕事は、もともと政府が行うものですが、単独で常時700人（同種・同業の事業所は3,000人）以上の従業員がいる事業所では厚生労働大臣の認可を得て「健康保険組合」を設立し、事業所の実情に合ったきめ細かい健康保険事業を運営することができます。これを組合管掌健康保険といいます。

健保組合の組織	組合会	健保組合の議決機関で、規約、事業計画、予算・決算等の重要事項を決定します。 組合会は事業主が選ぶ選定議員と被保険者が選挙で選ぶ互選議員で構成されています。
	理事会	健保組合の執行機関で、組合会で決められたことを実行します。 理事は選定議員と互選議員の中から選挙をして選ばれます。
	事務局	健保組合の日常の業務にあたります。 理事長 最高責任者。選定理事の中から、選挙によって選ばれます。 常務理事 理事長の指名で選定理事の中から選ばれます。
	監事	選定議員、互選議員から各1名ずつ互選によって選ばれます。 健保組合の業務の執行状況や財産状況を監査します。

## 健康保険組合の利点

### ①自主的な運営

事業主と皆さん（被保険者）の代表によって自主的に運営されるために、加入者の声が反映されます。

### ②独自の保険料率の設定

健康保険組合の財務内容に応じて1,000分の30～130までの範囲で保険料率を設定できます。（介護保険料率とは別建て）

### ③プラスαの給付

法律で定められた「法定給付」の他に健保組合独自の給付「付加給付」を行うことができます。

### ④充実した健康づくり・福祉事業

疾病予防、健康保持・増進のための健診・保健指導、健康づくりなどの「保健事業」を行うことができます。

# 健康保険に加入する人

## 健康保険組合に加入すると本人は「被保険者」、 家族を「被扶養者」と呼ぶ

皆さんは入社した日から被保険者となります（週20時間未満勤務者除く）。  
パート・アルバイトの方も、以下の条件を満たす場合は社会保険に加入する必要があります。

●週20時間以上勤務 ●月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上） ●勤務期間2ヵ月以上が見込まれる  
※被保険者数51人以上の事業所が対象（労使合意ある場合は50人以下の事業所も可能）。学生は適用除外。

なお、健康保険の資格は、退職または死亡した日の翌日に失いますが、75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者になった場合は、在職中でも被保険者の資格を失うことになります。

## 被扶養者の範囲と認定基準

被扶養者になれるのは、国内居住しており、主に被保険者の収入によって生活している3親等内の親族です。

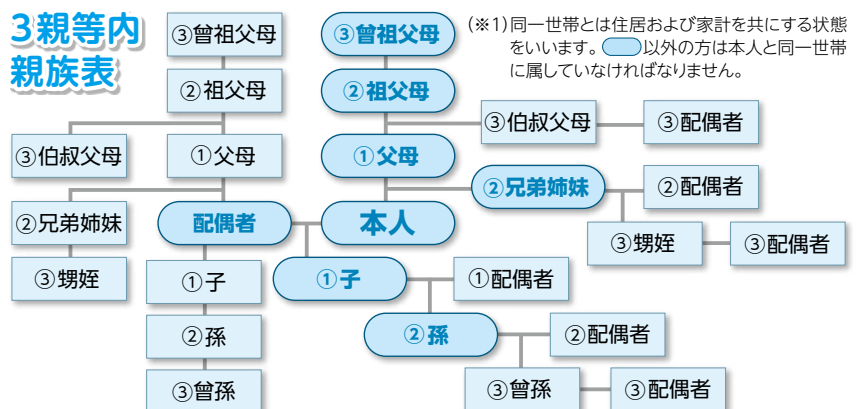
### ●国内居住要件について

- (1) 原則、日本国内に住所を有していない家族は、被扶養者として認定できません。
- (2) ただし、下記①～⑤に該当する場合は、日本に生活の基礎があると認められる証明書の提出をもって被扶養者として加入することができます。

- ① 外国において留学をする学生 ② 外国に赴任する被保険者に同行する者（帯同家族）
- ③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

### ●3親等内親族について

直系尊属（父母や祖父母など）・  
配偶者（内縁関係含む）・子・孫・兄  
弟姉妹以外の親族については、被  
保険者と同居かつ同一世帯（※1）  
であることが必要です。



### ●夫婦共同扶養（共働き）の場合

夫婦が共働きの場合、その子どもなどの家族の扶養については、下記のとおりとなります。

- ・年間収入（過去、現在、将来の収入等から今後1年間の収入見込み）の多い方の被扶養者とする
- ・年間収入の差額が年間収入が多い方の1割以内の場合は、届出により、主として生計を維持する方の被扶養者となる
- ・育児休業中の被保険者の被扶養者は、育児休業が終了するまでは異動しない  
※これにより、子が夫婦別々の被扶養者になる事象が発生します
- ・年間収入が逆転した場合は、被扶養者が異動先の保険者の認定を受けてから扶養を削除する



# マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書

## マイナ保険証

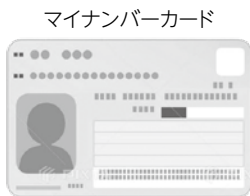
病気やケガで医者に診てもらうとき、健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」を病院（保険医療機関）の窓口で提示すると、医療費の一部（原則3割）を負担するだけで必要な医療が受けられます。マイナ保険証は、被保険者等の資格を取得し、保険者がオンライン資格確認等システムに情報を登録完了すると使用できます。

また、被保険者等の資格を取得すると、保険者から「資格情報のお知らせ」が交付されます。資格情報のお知らせには、健康保険の被保険者等記号・番号等が記載されており、健康保険の給付金申請の際などに被保険者等記号・番号を確認するときや、マイナ保険証未対応の医療機関を受診するときなどに使用します。

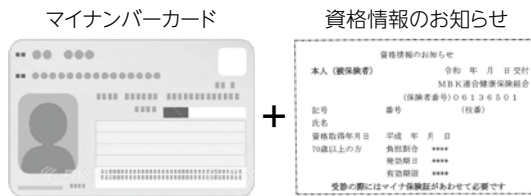
マイナンバーカードを持っていない人には、「資格確認書」が交付されます。

### 【医療機関受診時に提示するもの】

#### マイナ保険証を持っている場合



#### マイナ保険証未対応の医療機関など



#### マイナ保険証を持っていない場合



### 75歳以上は後期高齢者医療制度に加入

75歳以上の人、または65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定を受けた人は、健康保険には加入せず、各都道府県の後期高齢者医療制度に加入します。健康保険同様にマイナ保険証で受診します。

※マイナ保険証を持っていない場合は、資格確認書が交付されます。



## こんなときは、こんな手続きを

（書類はすべて事業所を経由しての提出となります。）

資格確認書をなくした

すみやかに

「健康保険資格確認書滅失・毀損届」を提出※

資格確認書を汚したり、破損した

すみやかに

「健康保険資格確認書滅失・毀損届」を提出（あれば資格確認書添付）※

氏名が変わった

すみやかに

「健康保険被保険者／被扶養者（氏名・生年月日）等変更届」を提出（あれば変更前の資格確認書等添付）

被扶養者に増減があった

5日以内に

「健康保険被扶養者（新規・増加／減少）届」を提出（家族が扶養からはずれた場合（あれば資格確認書・その他受給者証等添付）

※資格確認書の交付が必要な場合は、別途「健康保険資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

# 保険料と標準報酬

## 保険料を計算するための収入月額（標準報酬月額）と標準賞与額を決める

保険料は、被保険者の毎月の給与や諸手当、賞与などの収入（総報酬）に応じて決定します。

給与などの毎月の収入は、一定の幅で分けした「標準報酬月額」に当てはめ、便宜上の収入月額を決め、この額をもとに保険料を計算します。

賞与は標準賞与額（賞与から1,000円未満を切り捨てた額で、年間573万円が上限）によって保険料を計算します。

標準報酬月額と標準賞与額が決まると、これに保険料率をかけたものが「保険料」となります。

標準報酬月額と標準賞与額は介護保険の保険料を決めるときにも使われます。

### 保険料算出の対象となる収入 …

#### 金銭

給与・賞与・諸手当など、労働の対償として受けるもの

#### 現物

食事・住宅・通勤定期券  
被服（勤務服ではないもの）

### 保険料算出の対象とならない収入 …

退職金のほか、見舞金・祝金など、臨時に受けるもの

$$\text{保険料} = (\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}) + (\text{標準賞与額} \times \text{保険料率})$$

標準報酬月額は、こうして決められます。

### 4通りあります

#### ●資格取得時の決定（入社時）

初任給を基礎に決めます。

#### ●定時決定

4・5・6月の3か月に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定します。

#### ●随時改定

昇(降)給などで収入が大幅に変わったとき(3ヵ月平均で2等級以上)に決め直します。

#### ●産前産後休業および育児休業等を終了した際の改定

産前産後休業および育児休業等を終了した後、報酬に変動があったが随時改定に該当しない場合に、被保険者が事業所を経由して保険者に申し出たときは、標準報酬月額を改定することができます。

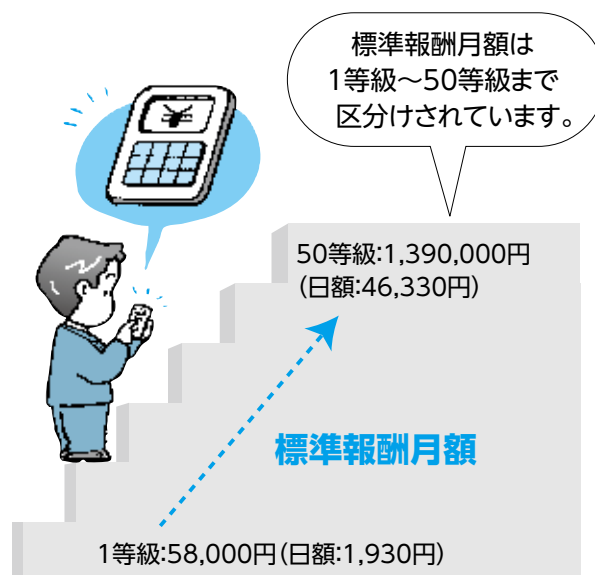
## 保険料は毎月の給与から差し引かれる

保険料は、月単位で計算されます。したがって健保組合加入日（資格取得日）が月末でも1ヵ月分の保険料が翌月の給与から差し引かれます。

また、賞与分の保険料は、その都度、賞与から差し引かれます。

育児休業中および産前産後休業中は健康保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金が免除されます。

（詳細は27ページ参照）



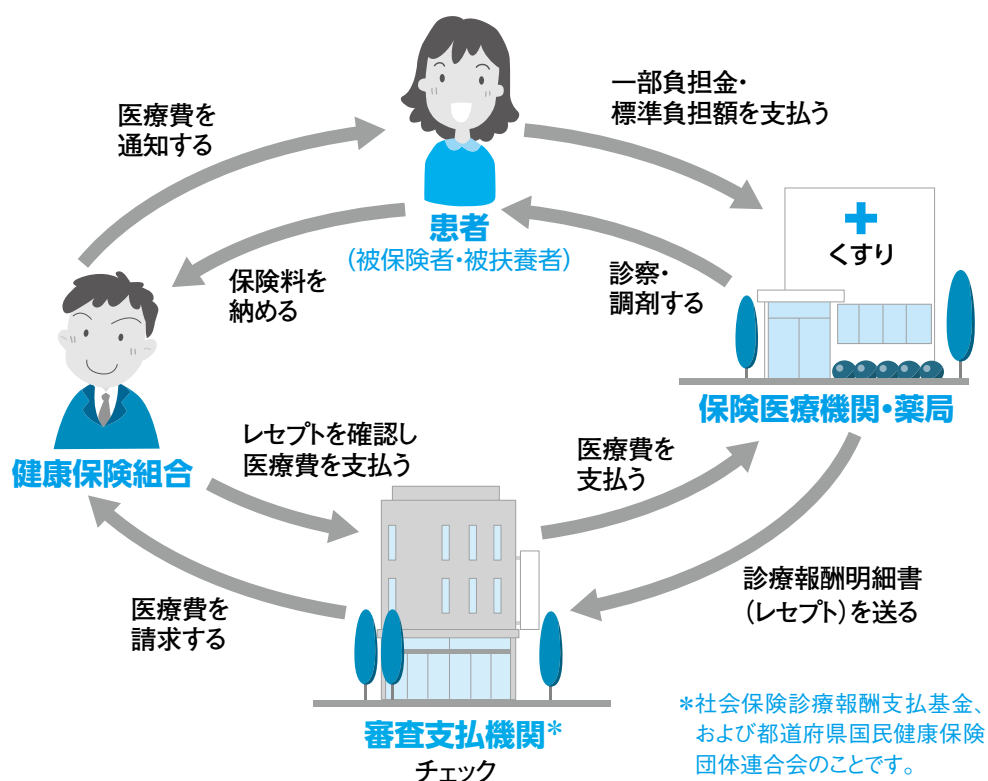
# 保険給付の種類

## 保険給付とは

健康保険が給付するものを「**保険給付**」と呼びます。

### ●病気やケガの診療が受けられる

被保険者・被扶養者が病気やケガをしたときは、保険を扱っている医療機関にマイナ保険証や資格確認書等を提示すれば、受診した医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。自己負担以外の医療費は健康保険組合が負担します。



### ●給付金が受けられる

出産や死亡、病気やケガなどで高額な医療費を支払ったときや、退職中で会社から給与の支給を受けられないときは、給付金を受けることができます。

### ●法定給付と健保組合独自の付加給付があります

保険給付には、健康保険法で定められている「**法定給付**」と、各健康保険組合で給付の内容を独自に決めることができる「**付加給付**」とがあります。

付加給付は法定給付に上乗せして支給されます。

# 保険給付一覧

	こんなとき	法定給付	健康保険法で決められた給付	参照頁	MBK 連合健康保険組合 付加給付
本人 (被保険者)	病気やケガをしたとき	療養の給付	医療費の7割 70~74歳の人：外来・入院とも医療費の8割 ※現役並み所得者は外来・入院とも医療費の7割	17	一部負担還元金 合算高額療養費付加金 訪問看護療養費付加金 自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費・合算高額療養費は除く)から25,000円を上限に控除した額。1,000円未満切り捨て。
		保険外併用療養費	差額負担の医療を受けたとき、健康保険の枠内は上記と同じ	22	
		療養費	立替え払いした後で健保組合に請求すれば一定基準の現金を支給	20	
		高額療養費 合算高額療養費	1ヵ月に医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額(世帯合算などの負担軽減措置もある)	18	
		訪問看護療養費	定められた全費用の7割	23	
		入院時食事療養費	1食につき定められた本人の負担額を超えた額	17	
		移送費	基準により算定した額	23	
	病気やケガで働けないとき	傷病手当金	休業1日につき標準報酬日額の2/3を通算して1年6ヵ月分	25	
	出産をしたとき	出産手当金	休業1日につき標準報酬日額の2/3を出産の日以前42日(多胎98日。出産日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日間	27	
		出産育児一時金	1児につき、産科医療補償制度加算対象出産の場合は500,000円(死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る)、それ以外の場合は488,000円	26	
死亡したとき	埋葬料(費)	50,000円	28		
家族 (被扶養者)	病気やケガをしたとき	家族療養費	医療費の7割(小学校就学前8割) 70~74歳の人：外来・入院とも医療費の8割 ※現役並み所得者は外来・入院とも医療費の7割	17	家族療養費付加金 合算高額療養費付加金 家族訪問看護療養費付加金 自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費・合算高額療養費は除く)から25,000円を上限に控除した額。1,000円未満切り捨て。
		保険外併用療養費	差額負担の医療を受けたとき、健康保険の枠内は上記と同じ	22	
		第二家族療養費	立替え払いした後で健保組合に請求すれば一定基準の現金を支給	20	
		家族高額療養費 合算高額療養費	1ヵ月に医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額(世帯合算などの負担軽減措置もある)	18	
		家族訪問看護療養費	定められた全費用の7割(小学校就学前8割)	23	
		入院時食事療養費	1食につき定められた本人の負担額を超えた額	17	
		家族移送費	基準により算定した額	23	
	出産をしたとき	家族出産育児一時金	1児につき、産科医療補償制度加算対象出産の場合は500,000円(死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る)、それ以外の場合は488,000円	26	
	死亡したとき	家族埋葬料	50,000円	28	

# 健康保険が使えないケース

## 健康保険が使えない診療

✕ 使えない診療の種類	○ 例外的に使えるケース
1 単なる疲労や倦怠	疲労が続き病気が疑われるような場合
2 美容を目的とした整形手術	仕事や日常生活に支障のあるもの
3 先天性のあざやほくろ	治療可能で、治療を要する症状があるもの
4 研究中の先進医療	厚生労働大臣の定める指定治療を受けた場合のみ一部分に健康保険が使えます
5 予防注射	はしか、百日ぜき、破傷風、狂犬病に限り、感染の危険がある場合
6 正常な出産	異常分娩(帝王切開)の場合
7 人工妊娠中絶手術	経済的以外の理由で母体保護法に基づく人工妊娠中絶
8 健康診断	検査の結果異常があった場合の再検査と治療
9 歯科のインプラント治療	症例により一部健康保険が使える場合があります(保険外併用療養費)
10 第三者の行為によるケガ	健保組合に届出書類を提出した場合

※業務上で起きた傷病や通勤途上のケガは労災保険で取り扱います。

### 受診時の注意

次のような場合、  
保険給付の全部、  
または  
一部が停止されます

- 医師の指導に従わなかったり、健保組合の指示に従わなかった場合
- 犯罪行為で病気やケガをした場合
- 故意に事故を起こした場合
- 詐欺や不正行為によって給付を受けようとした場合
- けんかや酒に酔って、または飲酒運転でケガをした場合

当組合では、給付制限の対象の可能性のある受診については、被保険者へ通院理由等を照会しています。医療費のうち、健保負担分(7~8割)は、皆さまの大切な保険料から支払われます。適切な給付のために、照会がありましたらご協力をお願いいたします。

# 病気やケガをしたとき

## 病院にかかったときは医療費の一部を自己負担するだけで診療が受けられる（療養の給付・家族療養費）

被保険者・被扶養者が病気やケガをしたときは、保険を扱っている医療機関にマイナ保険証や資格確認書等を提示すれば、受診した医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。

ただし、工作中や通勤途上での病気やケガは、労災保険で診療を受けることになります。

### ■医療機関での一部負担割合

義務教育就学前		2割
義務教育就学後～69歳		3割
70歳～74歳	一般	2割
	現役並み所得者※	3割

※現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上の人。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円(単身世帯は383万円)に満たない場合は、申請により2割になります。

\*大病院を紹介状なしで受診するときは、最低7,000円(初診の場合)の別途負担が必要です。

## 入院したとき

### ●食事代は一部自己負担

入院したときの食事代は、1食につき定められた金額を患者本人が自己負担します。

入院時の食事代が1食につき定められた金額を超えた場合、超えた分については「**入院時食事療養費**」として健康保険組合が病院へ支払います。しかし、特別メニューなどを希望した場合は、特別室で入院した場合の差額ベッド代などの特別料金と同様に、その分の特別料金は自己負担することになります。

なお、食事代の標準負担額は高額療養費の対象とはなりません。

### ■入院時の標準負担額 (1食につき)

※令和8年1月時点

一般※		510円	
低所得者（市区町村民税非課税世帯等）	90日目までの入院	240円	
	91日目以降の入院	190円	
70歳以上の低所得者で年金収入80万円以下の人など		110円	※難病患者、小児慢性特定疾病患者などは300円

### ●65歳以上の方が療養病床に入院するとき

3食を限度に1食当たりの標準食事代の一部と1日当たりの標準の居住費の一部を自己負担します。残りは健保組合が給付します。これを「**入院時生活療養費**」といいます。

※食事代、居住費の自己負担分は高額療養費の対象にはなりません。

# 高額な医療費がかかったとき

## 1ヵ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超過分が支給される（高額療養費、家族高額療養費）

医療機関で支払った自己負担額が「自己負担限度額」を超えた場合、その超過分が支給され、これを被保険者は「高額療養費」、被扶養者は「家族高額療養費」といいます。高額療養費の自己負担限度額は、収入によって異なります。また、高額療養費の支給が直近12ヵ月に3ヵ月以上あったとき（多数該当）、4ヵ月目からは限度額が下がり、家計負担を軽減します。被扶養者についても、被保険者本人の場合と同じ扱いです。

また、同一世帯で1ヵ月の医療費支払いが21,000円以上のものが2件以上生じたとき、合算して下表の自己負担限度額を超えた金額は合算高額療養費として払い戻されます。

なお、食事代の標準負担額や差額ベッド代、保険外の自費負担はこれに含まれません。

※人工透析を実施している慢性腎不全患者や血友病患者、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の患者の1ヵ月の自己負担限度額は10,000円。人工透析患者のうち標準報酬月額53万円以上の70歳未満の人は20,000円。

### 70歳未満の人の医療費の自己負担限度額（1ヵ月当たり）

※令和8年1月時点

所得区分	記号	自己負担限度額（1ヵ月当たり）
標準報酬月額83万円以上	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円]
標準報酬月額53万～79万円	イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]
標準報酬月額28万～50万円	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
標準報酬月額26万円以下	エ	57,600円 [44,400円]
低所得者（住民税非課税）	オ	35,400円 [24,600円]

\* [ ] 内の金額は多数該当の場合、4回目以降の限度額。

### 70～74歳の人の医療費の自己負担限度額（1ヵ月当たり）

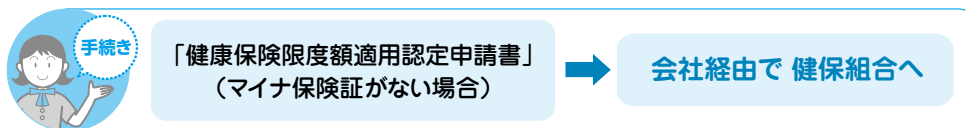
※令和8年1月時点

所得区分		自己負担限度額（1ヵ月当たり）	
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
標準報酬月額	現役並みⅢ 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	[140,100円]
	現役並みⅡ 53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	[93,000円]
	現役並みⅠ 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	[44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)		18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [44,400円]
低所得者Ⅱ (住民税非課税者等)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (所得が一定基準以下)			15,000円

\* [ ] 内の金額は多数該当の場合、4回目以降の限度額。

●マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きは不要

医療費が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関窓口へ提出すると、医療機関窓口での自己負担額が医療費の3割から高額療養費自己負担限度額にとどめることができます。  
 なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなしで限度額を超える支払いが免除されます。



●入院と外来で高額な医療費を支払った場合

同一月に同一の医療機関で外来と入院を受診した場合は、別々の扱いとなり、それぞれ自己負担限度額までを支払います。ただし、高額療養費の合算の対象となりますので、後日、健保組合から差額分の高額療養費の給付を受けられることがあります。

## 1年間の医療と介護の自己負担が一定以上を超えると、 超えた額が支給される (高額介護合算療養費)

介護保険サービスを受けている人がいる世帯で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

■自己負担限度額 (8月1日～7月31日)

負担区分	70～74歳	69歳以下
標準報酬83万円以上	212万円	212万円
標準報酬53万円以上79万円	141万円	141万円
標準報酬28万円以上50万円	67万円	67万円
標準報酬26万円以下	56万円	60万円
低所得者II	31万円	34万円
低所得者I	19万円	

当組合の **付加給付**

●一部負担還元金(本人)

自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額。1,000円未満切り捨て

●合算高額療養費付加金(本人・家族)

合算高額療養費が支給される場合に、自己負担額の合計額(合算高額療養費は除く)から1件あたり25,000円を上限に控除した額。1,000円未満切り捨て

●家族療養費付加金

自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額。1,000円未満切り捨て

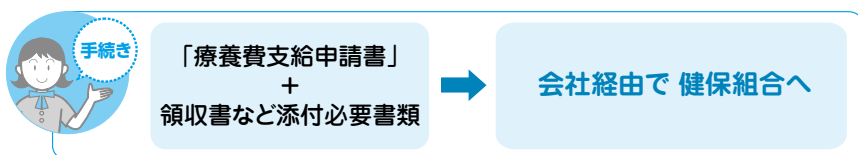
# 立替払いをしたとき

## 立替払いをしたときなど（療養費・第二家族療養費）

マイナ保険証や資格確認書等を提示できずに診療を受けたとき、または医師の指示によってコルセットなどを製作したときは、かかった医療費を一時全額立て替えて支払い、後で健保組合へ申請し、給付を受けることができます。この制度を被保険者の場合は「療養費」、被扶養者の場合は「第二家族療養費」といいます。

こんなとき	払い戻し額	手続きに必要な添付書類
1 やむを得ない事情で保険診療が受けられなかった場合	健康保険法に基づいた診療基準の範囲内で査定された金額	領収書・診療報酬明細書(レセプト)
2 コルセット、ギプス、義眼代、幼児の治療用眼鏡、リンパ浮腫治療用弾性ストッキングなど	基準料金	領収書・医師の証明書・装具の内訳書 処方箋(9歳未満の治療用眼鏡のみ) 装具の写真(治療用眼鏡を除く)
3 はり、きゅう、あんま、マッサージ代 (医師の同意と健保組合の承認が必要)	基準料金	領収書・医師の同意書
4 法定伝染病で隔離されたときの食費・薬代	基準料金	領収書
5 輸血の生血代 (家族からの生血代は支給されません)	基準料金	領収書・医師の証明書
6 海外で医療を受けたとき	次の①②のどちらか低い額 ①日本で医療を受けた場合の診療報酬点数に換算した額×0.7または0.8 ②現地で支払った額を円に換算×0.7または0.8	診療内容明細書など (外国語のときは訳者の住所・氏名を記載した日本語訳を添付)

※領収書等の添付書類は原本とする



**注** 療養費は、健康保険で認められている治療法と費用に基づいて算出された額の7割(または8割)が給付されます。よって、かかった費用の全額が給付対象とならない場合もあります。

# 柔道整復師にかかったとき



## 接骨院・整骨院（柔道整復師）では

### 健康保険の使える範囲が限られています

日常生活の疲れなどから起こる肩こり、腰痛、筋肉痛などのマッサージに、健康保険は使用できません。

健康保険が  
使える場合・  
使えない場合

#### 健康保険が使える場合

- 打撲、捻挫、挫傷
  - 脱臼、骨折
- ※脱臼や骨折については**医師の同意**が必要となります。応急手当の場合は、手当後に医師の同意が必要です。

#### 健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる単純な疲労や肩こり、腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- 加齢（ケガによるものではない）からくる痛み
- 脳疾患後の後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術（漫然とした施術）

柔道整復師にかかるときの注意

#### ①ケガの原因を正しく伝える

仕事などのケガは労災保険から保険給付がされます。交通事故など第三者の行為によるケガの場合は必ず健保組合に届け出てください。(29ページ参照)

#### ②医療機関(病院、診療所など)との重複受診はしない

同じケガで同時期に柔道整復師と医療機関の整形外科などで治療を受けることはできません。

#### ③領収書と明細書は必ず受け取る

後日、健保組合からお送りする医療費通知と照合し、金額や内容に間違いがないかを確認してください。

#### ④「療養費支給申請書」の内容を確認してから必ず署名をしましょう!

健康保険で施術を受けたときは、柔道整復師が受診者に代わって健保組合に療養費を請求するしくみになっています。これによって受診者は一部負担金を支払って施術を受けることができますが、「療養費支給申請書」の内容を確認して署名をする必要があります。ケガの原因と名前、施術を受けた日、施術の内容と回数、健康保険対象金額(自己負担額を差し引いたもの)を必ず確認して自署(サイン)してください。代筆した場合はぼ印が必要です。

#### ⑤施術が長引く場合は医師の診察を受ける

内科的な原因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

## はり・きゅう、あんま、マッサージの正しいかかり方

健康保険が使える範囲は限られていて、医師が必要と認めた場合に限りです。

償還払いのため、いったん窓口で全額立替払いをしたあと、お勤めの会社経由で健保組合へ療養費支給申請をしてください。

健康保険が  
使える場合

#### はり・きゅう

- 神経痛
- リウマチ
- 腰痛症 等
- 五十肩
- 頸腕症候群

#### マッサージ

- 関節拘縮
- 筋麻痺

はり・きゅう、  
マッサージに  
かかるときの注意

#### ①まず医師の同意書をもらう

治療を受けている医師から同意書を発行してもらう。

#### ②医療機関(病院、診療所など)との重複受診はしない

同じケガで同時期に鍼灸院と医療機関の整形外科などで治療を受けることはできません。

#### ③全額負担し、健保組合に療養費を申請

鍼灸院でいったん全額を実費負担し、後日「療養費支給申請書」に領収書と医師の同意書を添付のうえ、会社経由で健保組合に請求してください。

当組合では、接骨院・整骨院の施術内容に間違いがないかどうかの確認のため、被保険者へ通院理由等を照会しています。治療費のうち、健保負担分(7~8割)は、皆さまの大切な保険料から支払われます。適切な給付のために、照会がありましたらご協力をお願いいたします。

# 医療費の差額を払うとき

## 保険外の特別なサービスを受けたときは特別料金を負担します

保険診療と保険がきかない診療（保険適用外診療）を併用することを混合診療といいます。混合診療を受けた場合は、原則、保険診療の医療にも保険がきかなくなり、医療費の全額が自己負担となります。

ただし、保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める「評価療養」と「選定療養」については、保険診療との併用が認められており、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われ、その部分については一部負担金を支払うこととなり、残りの額は「保険外併用療養費」として健康保険から給付が受けられます。

また、被扶養者の保険外併用療養費にかかる給付は、家族療養費として給付が受けられます。

### ● 評価療養と選定療養

「**評価療養**」とは、高度な技術を用いた医療や医薬品、医療機器で、将来的に保険を適用するかどうかの評価が必要であるとして、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

「**選定療養**」とは、差額ベッドや予約診療、時間外診療、歯の治療材料差額、腫瘍マーカー検査、入院の必要性が低い人の長期入院など、患者自身が希望して選ぶものをいいます。

保険外診療分(保険の枠外)	→	差額は自己負担
保険診療分(保険の枠内)	→	給付(保険外併用療養費)
	→	患者自己負担分 2割～3割

※被扶養者の保険外併用療養費にかかる給付は、家族療養費として支給されます。

# 歯の治療を受けるとき

## 保険で治療できる範囲とできない範囲

通常の歯の治療は、保険診療となります。しかし、高価な材料を希望するときは、材料費と治療に要する技術を自己負担しなければなりません。これを自由診療と呼びます。

ただし、前歯の治療で特定の材料を希望するとき等は、通常材料との差額を自己負担すれば治療できます。

保険外の高価な材料を希望するときは自由診療になります

主な保険外の高価な材料

- 白合金
- 金合金(処置箇所によっては一部使用可)
- 白金加金
- 特別の陶器(メタルボンド)

前歯上下6本および総義歯に限り、特定の材料を使うことができます

使える材料

- 前歯部の鑄造歯冠修復
- 前歯部の歯冠継続歯の金合金または白金加金
- 総義歯の床に金属

※保険材料との差額を自己負担します

13歳未満なら治療後、虫歯予防処置が受けられます

歯並びの矯正などは健康保険では受けられません。ただし、唇顎口蓋裂が原因による歯並びの矯正は健康保険で受けられます。

# 入院などで移送を受けるとき

入院、転院、転地療養などが必要と医師が認めた場合は、移送に要した費用（移送費・家族移送費）の支給を受けることができます。

※毎日の通院費は移送費とは認められません。

## 移送費の支給要件

移送費は、次のいずれにも該当すると健保組合が認めた場合に支給されます。

- 移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
- 患者が、療養の原因である病気やケガにより移動が困難であること
- 緊急・その他、やむを得ないこと

## 移送費の額

移送費の額は、最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の旅費に基づいて算定した額の範囲での実費です。

なお、必要があって医師などの付添人が同乗した場合のその人の人件費は、「療養費」として支給されます（原則として一人まで）。



「移送承認申請書・移送届」  
に医師の証明を受ける。



会社経由で  
健保組合へ

# 在宅医療を受けるとき

在宅患者の方が、かかりつけ医の指示によって訪問看護ステーションから派遣される看護師などの看護・介護を受けたときは、かかった費用の7割が支給されます（負担割合は療養の給付と同じ）。これを「（家族）訪問看護療養費」といいます。

## 訪問看護ステーションの利用の仕方

在宅看護を必要とする患者に対して看護や介護などを行う機関です。病院と同じようにマイナ保険証等で医療サービスが受けられます。

利用するには、かかりつけ医の「指示書」が必要になります。

なお、自己負担額については、被保険者には「高額療養費」、被扶養者には「家族高額療養費」が支払対象となっています。

### 当組合の付加給付

#### ●訪問看護療養費付加金

自己負担額（1ヵ月、1件ごと）から25,000円を控除した額。  
1,000円未満切り捨て

#### ●家族訪問看護療養費付加金

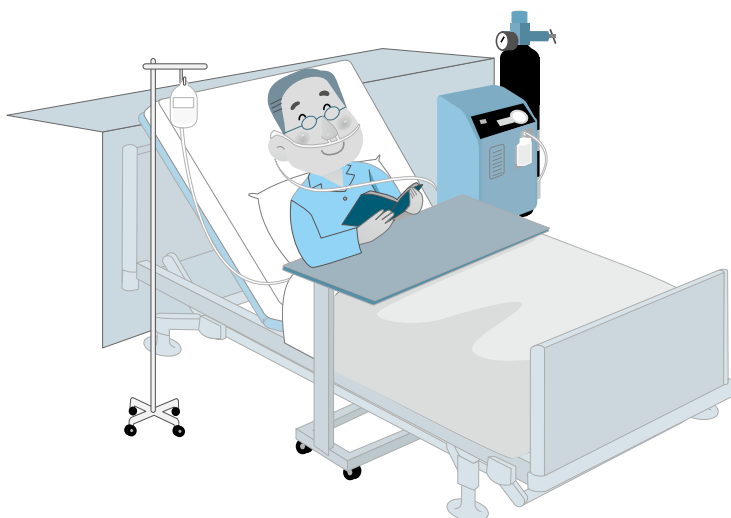
自己負担額（1ヵ月、1件ごと）から25,000円を控除した額。  
1,000円未満切り捨て

# 公費で受けられる医療

## 国の法律に基づく公費負担制度

健康保険は業務外で起きた病気やケガを保険給付の対象としていますが、次のような場合などは、国や地方公共団体が優先的に医療費の全額あるいは一部を負担することになっています。これらは、適用される法律によってそれぞれ仕組みが異なり、受けられる条件等も違ってきますので、詳しくは、該当する病気の治療を受ける際に、医師に相談してください。

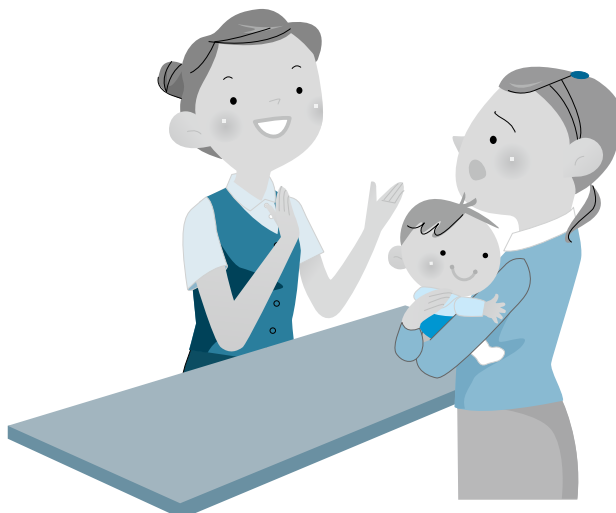
- (1) 戦傷病者や原爆被爆者に対する医療のように国家補償的意味を持つ場合
- (2) 結核や法定伝染病など社会防衛的意味を持つ場合
- (3) 身体障がい者への医療のような社会福祉的意味を持つ場合
- (4) 企業活動に基づく公害病
- (5) 難病の治療、研究を目的とする場合



## 各自治体独自の医療給付

公費負担医療については、都道府県・市区町村など自治体の負担による医療給付も行われています。主なものとして、乳幼児の医療費の助成や心身障がい者の医療費の助成などがあります。詳しくは、お住まいの自治体の窓口にお問い合わせください。

※医療費助成を受給している方は、その助成額を考慮し付加給付金を計算します。



# 病気やケガで仕事を休んだとき

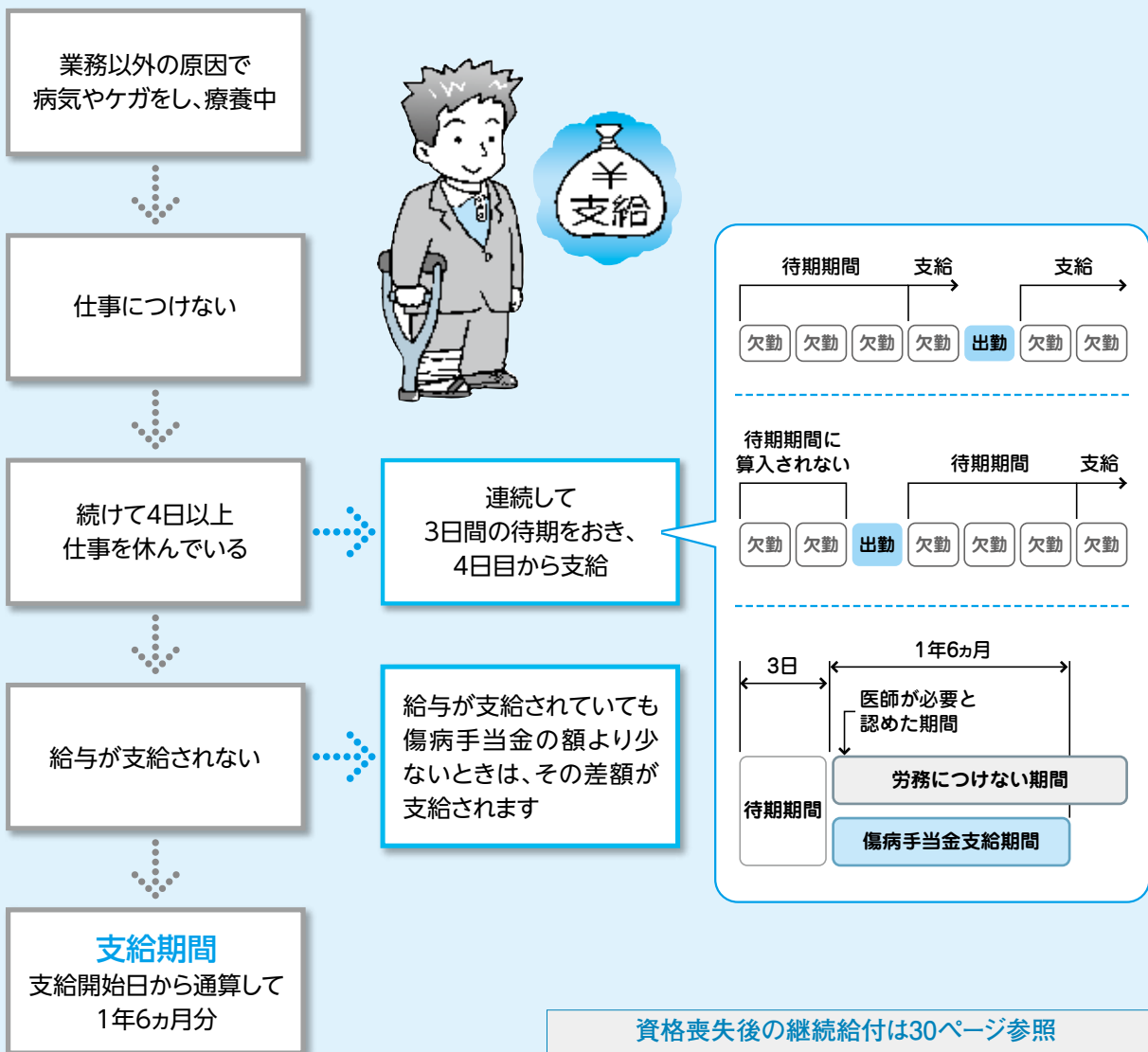
## ❁ 病気やケガで仕事を休み、給与の支払いがないとき

医師または歯科医師の意見書および事業主の証明書などによって、療養のため就労不能と認められれば、暦の上で1年6ヵ月の範囲で傷病手当金が支給されます。

### 傷病手当金

…休業1日につき標準報酬日額（直近1年間の平均）の3分の2相当額

#### 支給を受けられる条件



#### 「傷病手当金請求書」

〔申請書・届書〕に記載してある医師の意見の証明を受ける。  
賃金台帳（写し）・勤務表（写し）を添付する。

会社経由で  
健保組合へ

# 出産したとき

正常な出産は「病気」とみなされず、健康保険の対象にはなりません。被保険者や被扶養者が出産したときは、出産費用に充てるための一時金が支給されます（出産育児一時金・家族出産育児一時金）。

※帝王切開は、「病気」扱いとなり、健康保険の対象になるほか、出産育児一時金も支給されます。

## 出産したとき（出産育児一時金・家族出産育児一時金）

### 支給対象

- 妊娠4ヵ月以降（85日以後）の出産、死産、流産、人工妊娠中絶を問わず支給対象。

### 支給額

- 産科医療補償制度に加入の医療機関等における在胎週数22週以降の出産（死産も含む）の場合  
…1児につき500,000円
- 上記以外の出産の場合…1児につき488,000円

### 支給方法

- 支給方法は、以下の3つの方法があります。以下の①または②の制度を利用した場合は、出産育児一時金（家族出産育児一時金）が健保組合から医療機関等に直接支払われ、出産費用の支払いに充てられます。この制度を利用することにより、退院時に多額の出産費用を準備する負担が軽減できます。

①②どちらの制度を用いているかは医療機関に確認してください。

#### ①直接支払制度（支払基金経由）

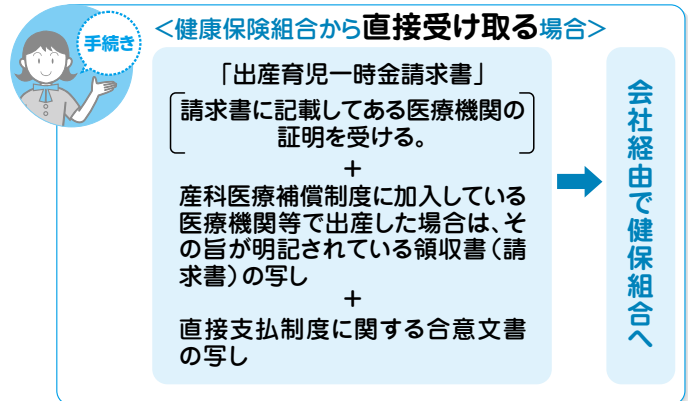
医療機関等と被保険者が、出産育児一時金等に支給申請および受け取りにかかる代理契約を結ぶことによって、医療機関等が被保険者に代わり、出産育児一時金等の支給申請および受け取りを支払い機関を経由して行う制度。（被保険者が退院までに医療機関へ手続きする）

#### ②受取代理制度

医療機関等と被保険者との合意にもとづき、医療機関等が被保険者に代わり、健保組合から出産育児一時金を受け取ります。この場合、被保険者は医療機関等を受取代理人として、事前（出産予定日の2ヵ月前以降）に健保組合に支給申請する必要があります。

#### ③上記いずれの制度も利用せず、健保組合から直接受け取る

被保険者が出産後に保険者に支給申請し、出産育児一時金が保険者から被保険者に直接支払われます。この場合は、退院時に医療機関等の窓口において、自身で出産費用を全額支払うこととなります。



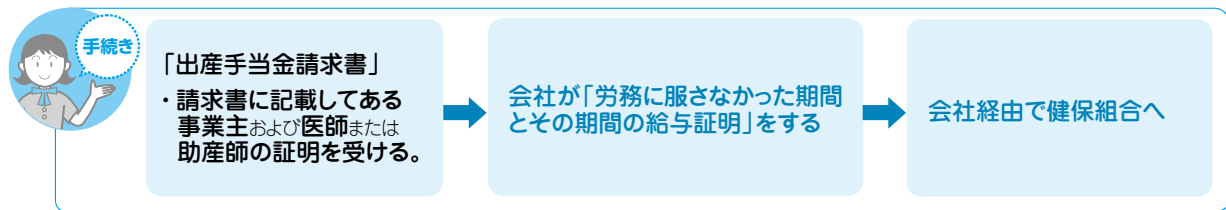
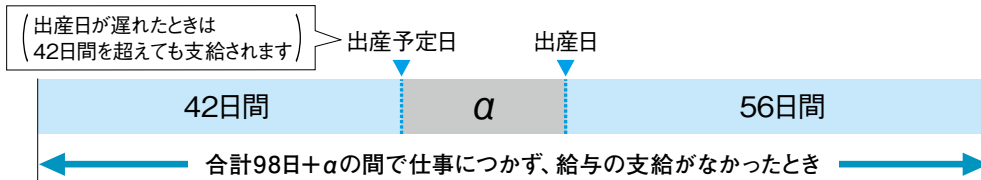
# 出産のため仕事を休んだとき

被保険者が出産のため仕事を休み給与がもらえないときは、生活費の補助として出産手当金が支給されます。

## 被保険者が出産のため仕事を休んだとき

### 出産手当金…休業1日につき標準報酬日額(直近1年間の平均)の3分の2相当額

- 出産で仕事を休み給与の支払いがないときは、出産日(出産予定日)以前42日間(多胎妊娠は98日。出産日が予定日より遅れたときは42日、98日とも超えてもよい)、出産日の翌日から56日間の間で、仕事につけなかった、1日あたり標準報酬日額(直近1年間の平均)の3分の2相当額を支給。
- 給与が支給されていても出産手当金の支給額より少ないときは差額を支給。  
妊娠4ヵ月(85日)以降であれば、死産・流産・早産でも、出産育児一時金と同様に出産手当金も支給の対象。

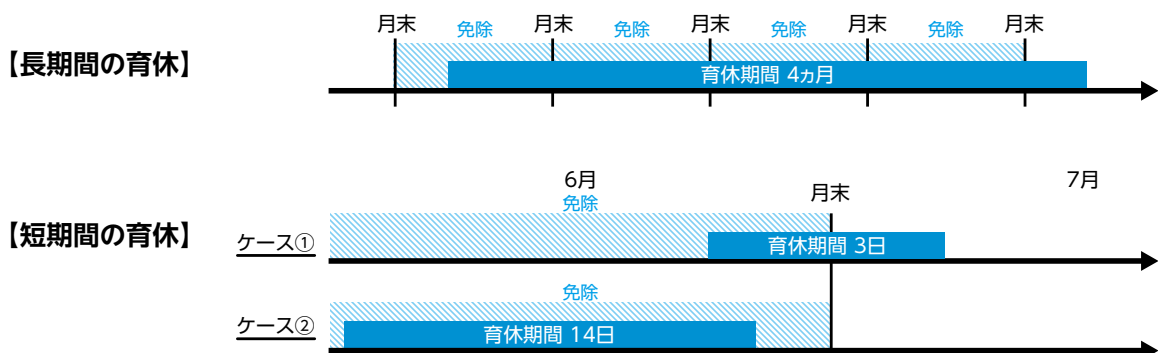


### 産前産後休業・育児休業中は保険料免除

産前産後休業・育児休業期間中の健康保険料は、被保険者より事業主を通じての申し出により免除(被保険者・事業主とも)されます。

育休開始日の属する月については、その月の末日が育休期間中である場合に加えて、その月中に2週間以上育休を取得した場合にも保険料が免除されます。

賞与保険料については、1ヵ月超の育休取得者に限り、免除対象となります。



## 産前産後休業・育児休業終了時の標準報酬月額の変動

### ●産前産後休業・育児休業等終了時改定とは

被保険者が、産前産後休業および育児休業等期間を終了し職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、報酬が休業前と比べて変動することがあります。このような場合に、標準報酬月額の変動を申し出ることができます。

### 改定対象となる人

「産前産後休業終了時改定」は産前産後休業が終了する被保険者が、「育児休業等終了時改定」は育児休業終了時に3歳未満の子を養育している被保険者が、休業終了時に受ける報酬に変動があった場合、被保険者の申し出により事業主を経由して届け出るものです。

被保険者が、次の⑦、①のいずれにも該当した場合に、改定の対象となります。

⑦ 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額※に1等級以上の差が生じるとき。

※標準報酬月額は、休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月分の報酬の平均額に基づき算出します。

① 休業終了日の翌日の属する月以後3ヵ月後のうち、少なくとも1月における「報酬の支払の基礎となる日数」が17日以上※であること。

※短時間就労者（パートタイマー）については、3ヵ月のいずれも17日未満の場合は、15日以上17日未満の月の平均によって算定します。また、特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

# 死亡したとき

## 被保険者の場合

被保険者が死亡して家族が埋葬をしたときは埋葬料、被保険者に家族がなく友人などが埋葬を行ったときは埋葬料の範囲内で埋葬費が支給されます。

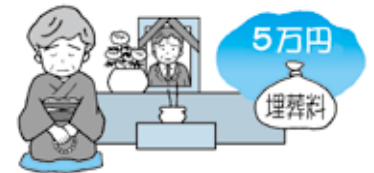
**埋葬料（費）…5万円**



「埋葬料（費）請求書」  
+  
死亡診断書または埋葬許可書



会社経由で  
健保組合へ



### ●労災で死亡したとき

業務上・通勤途上で死亡したときは、労災保険から遺族（補償）年金・一時金、葬祭料（葬祭給付）が支給されます。健康保険からの埋葬料（費）は支給されません。

資格喪失後の  
給付は  
30ページ参照

## 被扶養者の場合

被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料が支給されます。

**家族埋葬料…5万円**



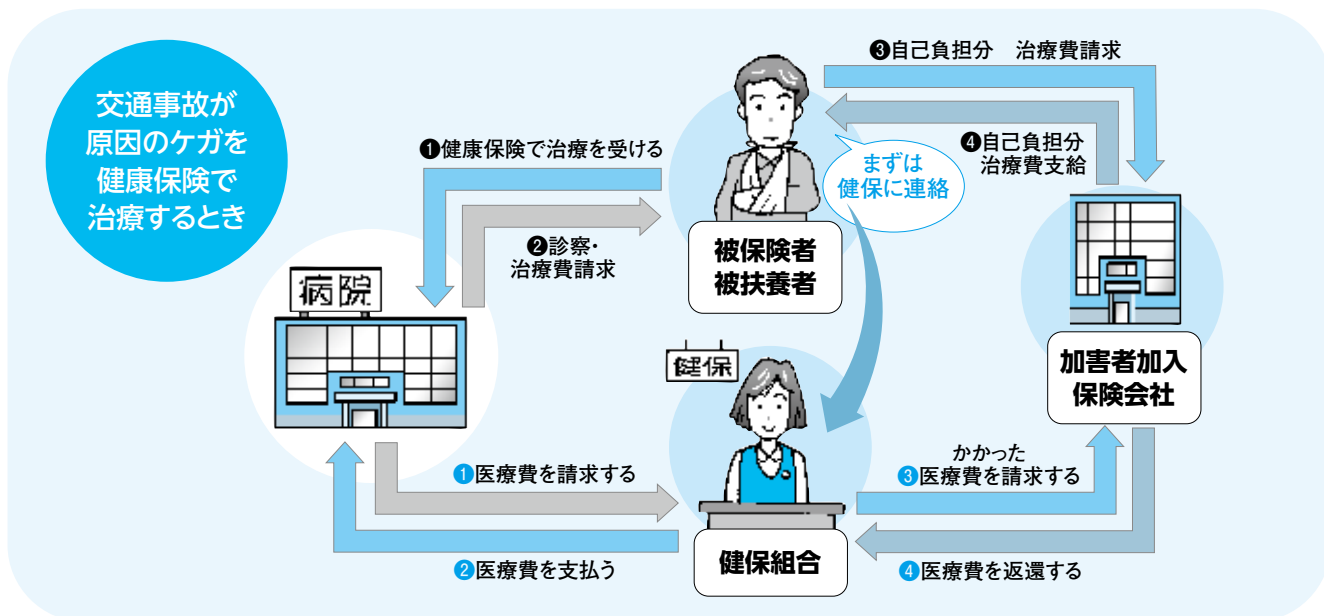
「埋葬料（費）請求書」  
+  
死亡診断書または埋葬許可書  
※請求書の注意を参照



会社経由で  
健保組合へ

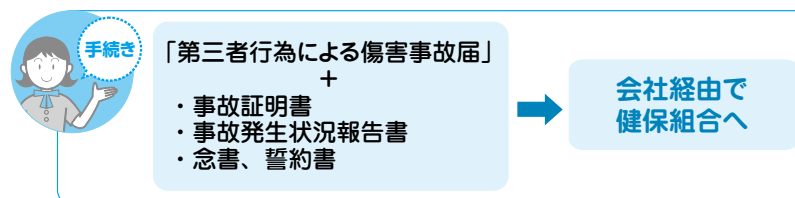
※生まれた子どもがすぐ死亡したときも家族埋葬料が支給されます。ただし、死産の場合は、支給されません。

# 交通事故などにあつたとき



## 第三者行為の医療費は届出により健保組合が一時立て替え、後日、健保組合が加害者に請求

交通事故など、第三者の行為による病気やケガも健康保険を使うことができます。ただし、この医療費は、加害者が負担すべきものです。そこで健保組合が一時立て替えておき、後で被害者に代わって健保組合が加害者（または損害保険会社）に医療費を請求することになります。



第三者による病気やケガとは？

交通事故

他人の飼い犬にかまれた

工事現場を通ったとき落下物によってケガをした

など

事故にあい健康保険を使用するときは、必ず健保組合へ報告を

交通事故にあつたときは、速やかに次の順番で報告してください。

警察→保険会社→健保組合

警察の事故証明をもらわないと保険がおりなかったり、健保組合の給付が受けられないことがあります。また加害者とのトラブルが生じることもありますので、必ず警察へ届け出てください。

加害者と示談をする前に健保組合へご相談を

示談成立後に予定よりも治療が長引いたり、長期にわたる治療が必要になったときなど示談内容によっては、健康保険で治療できる場合と治療できない場合が生じてきます。したがって、示談前に健保組合へご相談ください。また、勝手に加害者と示談することのないようにお願いします。

# 退職後の給付

健康保険の被保険者資格は、退職日の翌日に失いますが、引き続き給付を受けられるものがあります。

## 退職したときに 傷病手当金を 受けていた

資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人に支給されます。

### 傷病手当金

…該当日、1日につき標準報酬日額（直近1年間の平均）の3分の2相当額

支給要件：退職時に傷病手当金を受けていること  
受ける権利を有していること

支給期間：手当金の支給が始まった日から通算して1年6ヵ月分



「傷病手当金請求書」に  
医師の証明を受ける。



直接 健保組合へ

## 退職したときに 出産手当金を 受けていた

資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人に支給されます。

### 出産手当金

…該当日、1日につき標準報酬日額（直近1年間の平均）の3分の2相当額

支給要件：退職時に出産手当金を受けていること  
受ける権利を有していること

支給期間：受給期間満了日まで（27ページ参照）



「出産手当金請求書」に  
医師または助産師の証明を受ける。



直接 健保組合へ

## 退職後本人が 出産した

資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人に支給されます。

### 出産育児一時金

…1児につき50万円

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数 22 週未満の分娩の場合は 48 万 8 千円です。

支給要件：被保険者が退職後6ヵ月以内に産出した



「出産育児一時金請求書」に  
医療機関の証明を受ける。



直接 健保組合へ

資格	被保険者出産育児一時金	家族出産育児一時金	請求先
A 退職前の被保険者として	請求できる	—	健保組合へ
B 退職後の被扶養者として	—	請求できる	夫の会社の健保組合など

※夫の扶養家族に入る前に被保険者（本人）としての期間が1年以上ある場合、左表のAまたはBのどちらかを選択しなければなりません。

## 退職者本人が 死亡した

### 埋葬料（費）

…5万円

支給要件：下記のいずれかに該当した場合、支給されます。

- ①退職後3ヵ月以内に死亡
- ②退職後、傷病手当金や出産手当金を受けているときに死亡
- ③上記②の給付を受けなくなってから3ヵ月以内に死亡



「埋葬料（費）請求書」  
+  
死亡診断書または  
埋葬許可書（写可）



直接 健保組合へ

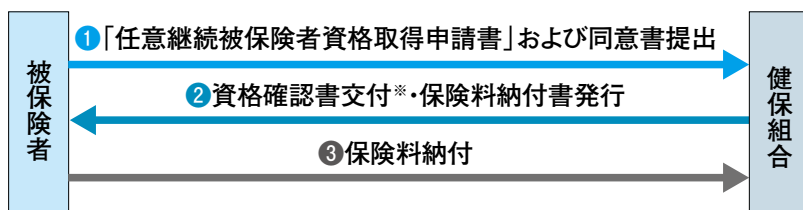
# 任意継続被保険者制度

被保険者期間が2ヵ月以上ある場合、退職後20日以内に手続きすれば、引き続き2年を限度に被保険者になることができます。保険料は従来の会社負担分も含め全額自己負担となり、納付方法は、一括・半期・毎月のいずれかになります。毎月払いは、毎月10日までに納付します。保険料を納付期限内に納めないと、その翌日に資格を失います。

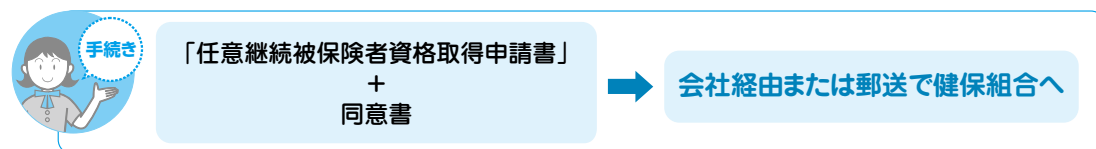
## 給付内容

任意継続被保険者・被扶養者とも、一般の被保険者・被扶養者と同じ給付・健康診断が受けられます。ただし、傷病手当金、出産手当金の支給は受けられません。退職時に傷病手当金、出産手当金の継続給付の受給要件を満たしている場合は、資格喪失後の継続給付として受給することになります。

## 申請・保険料納付手続き



※マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない等の場合のみ



## 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、任意継続被保険者の資格を失います。

1. 2年を経過したとき(期間満了)
2. 死亡したとき
3. 保険料納付期日までに保険料を納付しないとき
4. 就職し、他の医療保険の被保険者となったとき
5. 船員保険の被保険者となったとき
6. 75歳になったとき
7. 資格喪失の届出を行い、受理されたとき

# 医療費通知

## 医療費のお知らせ

皆さんは、どれくらいの医療費がかかっているかご存知ですか？医療機関の窓口で支払う医療費は、全体の2~3割で、残りは健保組合が負担しています。

当組合では、皆さんが支払った医療費や、健保組合が負担した給付金などをお知らせしています。「医療費のお知らせ」は毎月、健康マイポータルに掲載します。「給付金支給決定通知書」は給付の都度、通知します。医療機関の窓口でもらった領収証・明細書と照らし合わせて、チェックしましょう。



## ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ(通知書)

当組合では、「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ(通知書)」を年2回通知しています。これは、被保険者と被扶養者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担軽減が見込まれる方を対象とした案内通知です。

皆さんの自己負担額が軽くなるとともに、健保組合の財政の健全化にもつながりますので、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。

〇〇〇〇様

令和7年5月25日

### ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ

本明細では、過去あなたに処方された医薬品と、同一成分のジェネリック医薬品を参考までにご紹介いたします。ジェネリック医薬品への切り替えについては、まず医師にジェネリック医薬品の代替処方をお願いし、薬剤師にこの明細をご持参の上、ご相談ください。

事業所 〇〇〇 所属 〇〇〇〇株式会社  
被保険者番号 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇様  
対象者氏名 〇〇〇〇様

初回発行

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額 最大 **2,374**円

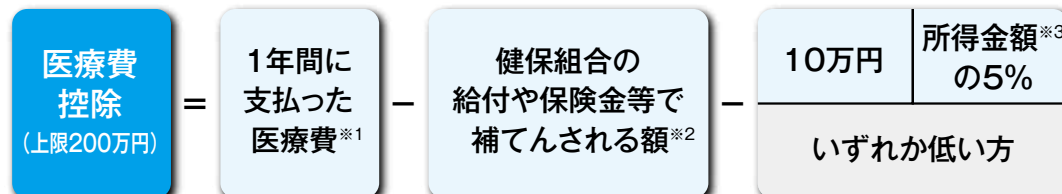
令和7年3月~令和7年5月

医療機関/調剤薬局名	先発医薬品名	薬価	数量	単位	負担	先発医薬品代	削減可能額
診療年月	先発医薬品名					ジェネリック医薬品代	先発医薬品差額
〇〇調剤薬局						先発医薬品合計	削減可能額合計
R7.5	アレグラ錠 60mg	719	194.0	錠	3割	4,184	1,775 ~ 2,374
	フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg (セリアクファーム)					1,810	2,374
	フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg (キョーリンメディオ)					1,810	2,374
	計 25 件					4,184	1,775 ~ 2,374
	合計						

本明細は、医療機関・調剤薬局の過去の請求データに基づいて作成されています。記載のジェネリック医薬品は一例です。薬代については参考金額です。薬価、数量は少数第2位以下を四捨五入、薬代は円未満を切捨てた額を印字しています。MBK 連合健康保険組合 東京都千代田区神田町2丁目8番1号 PMO 神田町ビル8F 03-5297-1713

# 医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費の合計が10万円または所得金額の5%を超えた場合、所得税の確定申告をすると、その超えた分が課税対象から控除され、その分税金の一部が戻ってきます。出産や入院をした年や、家族の介護費用を負担しているケースなどが当てはまります。



- ※1 本人と扶養家族の医療費だけでなく、生計を一にする親族の分についても、申告者本人が支払っていれば、ここに含めることができます。
- ※2 健保組合の給付である「高額療養費」「出産育児一時金」や生命保険契約などで支給される入院費給付金など。「傷病手当金」「出産手当金」はここに含める必要はありません。
- ※3 給与(給料・賞与)の他に配当収入などがある場合は、それらの合計額となります。

## 医療費控除の対象となるもの

医師、歯科医師などに支払った治療費、出産費用、入院費、通院や医師往診のための交通費、送迎費(ただし、症状が重いとき)、あんま、はり、きゅうの施術代。義手、義足、松葉杖、義歯代。特定保健指導のうち一定の基準に該当する人が支払う自己負担金など。

## 医療費控除を受けるための手続き

**必要なもの:** 源泉徴収票・医療費を証明する領収書(レシートでも可)等・領収書のない通院交通費などは日付、金額、経路などを書いたメモ(家計簿)・印鑑・確定申告書(用紙は税務署にあります)

### 当組合の医療費通知を確定申告に利用できます

確定申告をして医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」を提出することにより、領収書の提出が不要になります。

当組合では、健康マイポータル(39ページ参照)から医療費通知をダウンロードできるようになっております。

軽いカゼなら  
市販の薬で  
治す手も

## セルフメディケーション税制のご案内

市販薬の購入費用について所得控除を受けられる「セルフメディケーション税制」をご存知ですか? 特定の成分を含んだOTC医薬品(薬局・薬店・ドラッグストアなどで市販される医薬品)の年間購入額が合計12,000円を超えたとき、その超えた部分の金額が所得控除の対象となる制度です。上限金額は88,000円で、生計を一にしている家族の分も含まれます。対象となるOTC医薬品など、詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

お問い合わせは税務署・税務相談室へ

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/index.htm>

# 介護保険

介護保険は、介護が必要となった方の負担を社会全体で支え合う制度です。

## 健保組合は市区町村に代わって保険料を徴収

健保組合は、介護保険の対象者となる40歳以上65歳未満の被保険者の保険料を徴収し、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納めています。65歳以上の人の保険料は市区町村が徴収しています。

## 介護保険に加入する人

- 40歳以上の人が入会し、保険料を支払います
- 40～64歳までの加入者は「第2号被保険者」になります
- 65歳以上の加入者は「第1号被保険者」になります

※第1号被保険者と第2号被保険者の方では、保険料額や、その徴収方法、介護サービスの内容が異なります。

### 第2号被保険者の資格取得日と資格喪失日

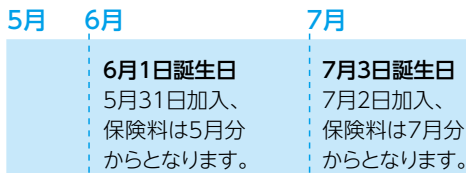
40～64歳



第2号被保険者

**取得日** 40歳の誕生日の前日から加入  
(保険料は取得日の月から)

**喪失日** 65歳の誕生日の前日に資格を失う



### 第1号被保険者の資格取得日

65歳以上

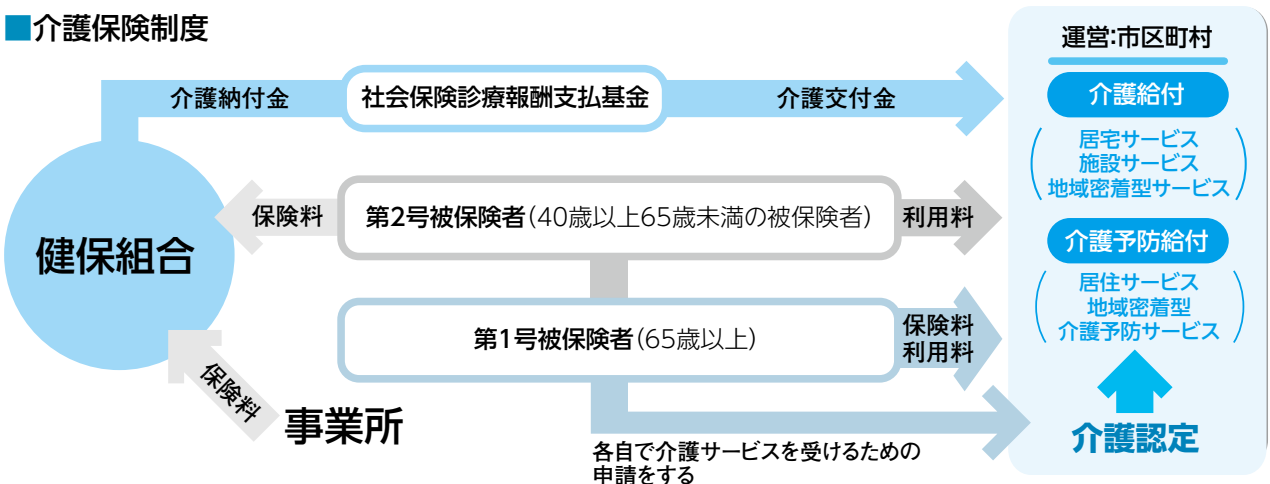


第1号被保険者

**取得日**  
第2号被保険者としての資格を失った同日に第1号被保険者になる

第2号被保険者を扶養する40歳未満ならびに65歳以上の被保険者については、「特定被保険者」といい、保険料を支払います。40歳未満の特定被保険者は、介護保険料を納めますが、介護保険の対象にはなりません。

### 介護保険制度



## 介護サービスを利用できる要件

サービスを受けるためには次のような要件を満たしている必要があります。



### 第2号被保険者 (40～64歳)

初老期の認知症、脳血管障害など、主に老化にともなう病気(特定疾病)によって介護が必要となったとき。(※下記参照)

#### 介護保険からサービスが受けられる病気

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・骨折をともなう骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・脊柱管狭窄症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・多系統萎縮症
- ・脊髄小脳変性症
- ・早老症
- ・進行性核上性麻痺、  
大脳皮質基底核変性症  
およびパーキンソン病
- ・慢性関節リウマチ
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・糖尿病性神経障害、  
糖尿病性腎症および  
糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節または  
股関節に著しい変形を  
ともなう変形性関節症
- ・がん末期

### 第1号被保険者 (65歳以上)

寝たきり、認知症などで常に介護を必要とするとき。または、常時の介護は必要ないが、家事や身支度など、毎日の生活に支援が必要となるとき。

## 利用の仕方

- ①本人や家族が市区町村へ要介護認定の申請をします。  
要介護認定は、訪問調査や主治医の意見書などから介護が必要かどうか、また、サービスの程度を7段階に分けて判定します。
- ②要介護認定を受けたら、「在宅サービス」か「施設サービス」かを選択します。

## 自己負担額

- ①利用料の1割。ただし、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上所得者(合計所得額が160万円以上等)は2割。
- ②施設に入った場合は居住費や食事代(上限あり)や日用品代。
- ③その他、早朝・夜間・深夜・送迎などの保険外のサービス料。

# 高齢者医療制度

75歳以上の人（一定の障がいのある場合は65歳以上の人）は、健康保険組合を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります。健康保険組合は、後期高齢者の医療費の財源として後期高齢者医療制度へ支援金を負担します。

また、65～74歳の方は、前期高齢者として継続して健康保険組合に加入しますが、健康保険組合は前期高齢者の医療費の財源として前期高齢者医療制度へ納付金を負担します。

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合が主体となって運営している独立した制度です。加入後は、健康保険同様にマイナ保険証での受診となりますが、マイナ保険証を持っていない場合は、資格確認書が交付されます。

### ●保険料と自己負担

被保険者は、所得に応じた保険料を負担します。年金月額が15,000円以上の方は原則として年金から天引きになります。

医療費の自己負担は1割（現役並み所得者は3割・一定以上所得者\*は2割）です。

\*現役並み所得者を除く、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の人

現役並み所得者* <sup>1</sup>	3割
一定以上所得者（課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の人* <sup>2</sup> ） *現役並み所得者を除く	2割
上記以外の人	1割

\*1 世帯の中に課税所得145万円以上の75歳以上の方がいる場合

\*2 複数世帯の場合は年収合計が320万円以上

## 前期高齢者の医療費（詳細については市区町村役場に問い合わせください）

65～74歳の前期高齢者は、国民健康保険におよそ8割の方が加入しています。この偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入率によって負担を調整するしくみになっており、全国平均の前期高齢者加入率より低い健保組合などは納付金を納めます（加入率が高い国民健康保険は交付金を受けます）。

# 保健事業のご案内

## 令和8年度から新規事業を実施します

### ★健康づくりオンラインセミナー（無料）

健康づくりに役立つ研修動画コンテンツをオンラインで視聴いただけます。健康経営の推進にも活用いただける内容となっております。

### ★メンタルヘルス相談事業（無料）※40ページを参照

心のお悩みについて、電話・WEBで専門家によるカウンセリングを受けられます。

### ★ライフステージ健康支援事業（無料）

各ライフステージにおける女性特有的なお悩み（PMS・更年期）や、妊活・不妊治療（男性を含む）等について、電話・メールで専門のカウンセラーに相談できる窓口を設置する他、無料AMH検査（卵巣予備能検査）を受けることができます。

## 令和8年度から一部事業の内容が変わります

### ★前期高齢者向け疾病予防サービス事業

希望者に対し、電話による保健指導を実施します。

### ★セルフメディケーション推進事業（令和7年度途中より開始）

勸奨通知対象者の内、希望者に対しLINEによる健康コンテンツを定期配信します。また、付与ポイントの実店舗利用はマツキヨココカラ&カンパニーのみ可能となっていました。その他ドラッグチェーンの実店舗においても利用できるように変更します。

### ★インフルエンザ予防接種費用補助事業

健康マイポータルを利用した電子申請を開始します（紙媒体の申請書も引き続き受付可能です）。

### ★重症化予防事業 受診勸奨

血糖値の測定に利用するCGMセンサー対応のスマホ・タブレットのレンタルを開始します。

## 令和7年度をもって一部事業を廃止します

### ★郵送健診（スマホ de ドック事業）

#### 健康情報の提供

- 「健康保険と医療のガイド」の配布  
【事業所単位希望制】
- 育児書の配布  
【加入者資格を有し第一子を出産予定（妊娠9ヵ月目：32週以降の出産予定者）もしくは出産した女性被保険者・被扶養者】
- 適正受診通知  
ジェネリック医薬品利用促進の通知  
頻回受診、重複・多剤服薬の通知
- 重症化予防対策事業 情報提供通知の配布
- 情報提供ツール「健康マイポータル」の利用
- セルフメディケーション推進事業【変更点あり】
- 前期高齢者向け疾病予防サービス事業【変更点あり】

#### 保養所

- ラフォーレ倶楽部
- 星野リゾート
- 三井不動産ホテル・リゾート

#### 疾病予防のために

- インフルエンザ予防接種費用補助  
（当組合の定める接種期間）【変更点あり】
- 重症化予防対策  
保健指導（受診勸奨・生活習慣改善）【変更点あり】
- つよい子になるぞ!! キャンペーン
- 家庭用常備薬の斡旋
- メンタルヘルス相談事業【新規】

#### 生活改善のきっかけづくり

- 健康増進事業 「&well」
- 禁煙補助事業 禁煙外来費用補助  
オンライン卒煙プログラム提供
- スポーツクラブ（法人会員契約）
- 健康づくりオンラインセミナー【新規】
- ライフステージ健康支援事業【新規】

～令和8年10月15日から12月15日接種分の補助が受けられます～

- ★補助対象者：予防接種日に資格のある被保険者・被扶養者（任意継続者を含む）
- ★対象期間：令和8年10月15日（木）～令和8年12月15日（火）接種分 ※対象期間については、流行により変更となる場合があります。
- ★実施機関：任意の医療機関（国内での接種に限る）
- ★補助額：1名1回に限り2,000円を上限とする。ただし、乳幼児等で分割して接種した場合は合算した額。なお、別途自治体等で助成を受けた場合は、その額を差し引いた額を支給。

## ▼申請手順

令和8年度より健康マイポータルを利用した『電子申請』が可能です。下記手順を参照の上、ご申請ください。なお、昨年度までと同様、紙媒体での申請も可能ですので、ご都合の良い方法でご申請ください。

紙媒体の申請	電子申請
①接種希望者は医療機関へ直接申し込む。	
②医療機関の指示に従い接種を受け、窓口で予防接種費用全額を支払い、領収書をもらう。	
③インフルエンザ予防接種補助金請求書に領収書原本を貼付のうえ、事業所経由で当組合に提出。（任意継続の方は当組合へ直接郵送。）	③『健康マイポータル』の「インフル補助金申請」より必要事項を入力の上、領収書の画像データを添付し申請。（※領収書の原本は年度終了まで保管してください）
④当組合より事業所あてに補助金を支給（事業所より被保険者へ支払われます）。	

★電子申請方法の詳細については、当組合ホームページにてご案内予定です。

**補助金請求書** 当組合ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

**提出期限** **令和9年1月15日(金) (組合必着)** ※提出期限を1日でも過ぎると不支給となります。

### 注意!

補助金請求書に貼付する領収書は接種者1名につき1枚、①から⑤すべての記載が必要です。1つでも記載が漏れている場合は、受付できませんのでご注意ください（書類を返却させていただきます）。

- ①予防接種医療機関名
- ②接種者氏名
- ③接種日(診療日、領収日) ※接種日と領収日が相違する場合は、接種日を記載してください
- ④金額.....家族で合算したものは不可。
- ⑤但し書き.....「インフルエンザ予防接種代」である旨明記されていること。

領 収 証	
健康 太郎 殿 ...②	
金額	3,600円...④
接種日:令和8年11月15日...③	
インフルエンザ予防接種代として...⑤	
	健康保険組合病院...① 院長 健保 花子

※必ず領収書の原本をご提出ください。診療明細書の場合、一度返却させていただきます。なお、領収書原本は返却いたしません。

## 直接契約医療機関での接種をオススメします!

東京および一部地域の当組合直接契約医療機関を利用すると、補助金額を差し引いた残額で接種できるようになります。お近くに契約医療機関がございましたらぜひご利用ください。

なお、契約医療機関、料金、利用方法等の詳細は当組合ホームページでご確認ください。

### 注意点

- ※直接契約医療機関を利用した方は、補助金の重複請求はできません。
- ※利用時には必ず委任状（当組合ホームページからダウンロード）の提出が必要です。
- ※事業所の福利厚生として実施した場合は、当組合運営基準により補助金支給の対象外となります。

# 「健康マイポータル」のご案内

当組合では、一人ひとりがお自身の健康情報を管理できる専用サイト「健康マイポータル」を開設しております。ご利用いただく際は、組合が発行した個人IDと仮パスワードが必要となります。

## 主な機能

### ① 医療費通知

入院などで高額な医療費がかかったとき、当組合から支給される「高額療養費」や「付加給付金」の金額がひと目で確認できるようになり、医療費控除の申請にも役立ちます。

### ② 通知書・証明書

資格情報のお知らせや給付金・インフルエンザ予防接種補助金の支給決定通知を受け取れます。

### ③ 健診結果

経年でご自身の健診結果を見ることができます。「健診数値の変化」がひと目でわかります。

### ④ 保養所の利用

ラフォーレ倶楽部、星野リゾート、三井不動産ホテル・リゾートの組合限定予約サイトとなっています。

### ⑤ 健診利用申込

各種健康診断の申し込みができます。

※特定健診（集合契約）は、40～74歳の被扶養者および任意継続被保険者のみ対象

**注意** 健診機関への予約は別途必要となります。

### ⑥ 「&well」個人利用申込

健康支援アプリ「&well」の利用申し込みができます。※被保険者のみ

### ⑦ 家庭用常備薬等斡旋

加入者限定で常備薬等を他より安く購入できます。

### ⑧ インフル補助金申請

インフルエンザ予防接種の補助金申請ができます。



## 健康マイポータル登録の注意事項

- 一度も登録したことがない方は、「新規利用登録」よりメールを送信してください。
- 加入者ひとり到一个のメールアドレスが必要となります。
- ログイン画面の「ログインID、パスワードを忘れた方はこちら」よりパスワードの再発行ができるのは、既に登録済みの方となります。一度も登録したことがない方は組合へ連絡をして再発行を行ってください。
- 令和7年11月より、二段階認証を導入し、ログインIDおよびパスワードを入力後に登録済みのメールアドレス宛に送られてくる「暗証キー」の入力が必要となっております。

# 相談窓口のご案内

## メンタルヘルスのご相談

### NEW MBKこころの相談ダイヤル

心理カウンセラー（公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士など）によるカウンセリングを無料で受けられます。

#### ●スポットカウンセリング（予約不要）

- ・電話相談：当組合専用のフリーダイヤルが設置され、年中9:00-22:00で利用が可能。
- ・WEB相談：24時間365日対応。回答には数日を要します。

#### ●継続カウンセリング（予約制）

年間5回までは無料で利用可能。6回目以降は有料対応（本人負担）。

- ・電話継続相談
- ・対面、オンライン相談：全国約220カ所（全都道府県網羅）の提携機関で相談可能。

※当組合専用フリーダイヤル等の詳細は「健康マイポータル」でご確認ください。

### 「こころの耳」（厚生労働省）

<https://kokoro.mhlw.go.jp>



こころの耳 電話相談	<b>0120-565-455</b> （フリーダイヤル・無料で相談可能）
	平日 17:00～22:00 土曜・日曜 10:00～16:00 （祝日・年末年始はのぞく）

※LINE、メールでの相談もできます。

その他、東京都福祉保健局、各都道府県の精神保健福祉センターなどにも相談窓口があります。

## 受診等の判断・応急手当に関するご相談

### 一般救急電話相談

**#7119**（相談料は無料、通話料は利用者負担）

急な病気やケガに関して相談員（看護師）に医療機関を受診すべきかどうかのアドバイスを受けられます。

### 子ども医療電話相談事業

**#8000**（相談料は無料、通話料は利用者負担）

全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることでお住まいの都道府県の窓口自動的につながります。小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられます。

### 医療情報ネット(ナビイ)

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所、薬局を検索できます。

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/>



各都道府県や市町村、保健所・保健センターなどに同様の相談窓口があります。ホームページや地域の新聞・回覧などでご確認ください。

# 健康診断のご案内

## 各種健康診断の補助と利用者一部負担金

年度1回に限り各種健診の補助をいたします。特定保健指導は、健診受診後に該当者となった方へ実施いたします。

なお、利用者負担額は、契約健診機関へお支払いいただきます。(生活習慣病健診の被保険者除く)

種類	受診の対象	年齢	利用者負担金
日帰り人間ドック	被保険者・被扶養者	40歳以上	20,000円
婦人健診	女性被保険者・被扶養者	74歳以下	施設型: 7,000円
			巡回型: 5,000円
生活習慣病健診	被保険者	74歳以下	2,500円
	任意継続被保険者	35歳以上	7,000円
		34歳以下	4,000円
	被扶養者 (任意継続被扶養者含む)	<b>35歳以上</b>	<b>無料</b>
		34歳以下	4,000円
特定健診	被扶養者 (任意継続被扶養者含む) 任意継続被保険者	<b>40歳以上</b>	<b>無料</b>
特定保健指導	被保険者・被扶養者 (基準対象となった者)	<b>40歳以上</b>	<b>無料</b>

年に1回

健康診断・特定健診を受診して、  
自身の健康を見直しましょう

生活習慣病は初期段階では  
ほとんど症状がなく、気が付  
きにくいものです。

受けるカイがあるね

健診を受けると、早期に  
対処することができます。

MBK連合健康保険組合 被保険者様へ（任意継続被保険者を除く）



# 健康支援アプリ &well を登録して、 楽しく健康活動に取り組もう！



MBK連合健康保険組合の被保険者様（任意継続被保険者を除く）は、健康支援アプリ「&well」をご利用いただけます。  
&wellは、みなさまの身近な健康プラットフォームとして、多彩なコンテンツをご用意しております。  
まずは、アプリを登録していただき、たのしみながらご活用ください。

## 使うほどおトク

歩く・学ぶ・記録するだけで  
ポイントが貯まる！  
▶ 1pt = 1円相当で交換可能  
▶ 豪華賞品と交換も！



## 歩く

仲間とチームを組んで、  
平均歩数を競おう！  
チーム対抗型  
ウォーキングイベント  
(年3回開催)



年3回開催。  
週末限定の個人戦も！



## 学ぶ

リテラシー  
クイズ



コラム・  
動画



あなたの正解率は？  
楽しみながら学ぶ  
健康クイズ！



## 記録する

毎日1回、  
自分の健康状態を記録

自分ログ・歩数ログ



健康診断の結果を  
アプリ内に手入力すると、  
5年以内の3大疾病リスクを  
AIが予測。

疾病リスクAI



## 参加する



仲間とチームを組んで、  
健康課題にチャレンジ！

【テーマ】

禁煙・腸活・ダイエット



ストレッチ・  
ヨガ等の  
動画配信



健康課題をテーマにした  
セミナーに参加しよう。  
(女性の健康、心の健康など)

セミナー



## < 申込からご利用開始までの流れ >

- 利用できる方・・・被保険者のみ（任意継続被保険者を除く）
- 利用できる機種・・・iPhone・Android ※タブレット（iPad等）でのご利用は出来ません。

### STEP1

『健康マイポータル』の  
申請書メニューから  
お申込みください。  
★健康マイポータルQRコード



### STEP2

後日、当組合よりアカウント登録の  
メールを配信いたします。アカウント  
登録後は、ログインに必要なID（登録  
アカウント）と仮パスワードを事業所  
担当者に確認してください。

### STEP3

アプリをダウンロードし、  
案内に沿ってパスワードを設  
定すると利用開始となります。

法人会員制倶楽部  
ラフォーレ倶楽部よりご案内

利用対象者 MBK連合健康保険組合にご加入の本人(被保険者)と  
そのご家族(被扶養者) ※同行者も会員料金でご利用いただけます。



COURTYARD  
BY MARRIOTT



外資系ブランド「マリオットホテル」を含む契約対象施設を  
**お得な会員料金でご利用いただけます。**

利用施設 一覧	①宮城 優待ホテル ウェスティンホテル仙台	②栃木 優待ホテル ホテルラフォーレ那須	③千葉 優待ゴルフ場 千葉松尾ゴルフクラブ	④東京 優待ホテル コートヤード・バイ・マリオット 東京ステーション	④東京 優待ホテル 東京マリオットホテル	⑤神奈川 ラフォーレ箱根強羅湯の楼
	⑥神奈川 優待ホテル 強羅環翠楼	⑦長野 コートヤード・バイ・マリオット 白馬	⑧長野 優待ホテル 軽井沢マリオットホテル	⑧長野 万平ホテル	⑨山梨 富士マリオットホテル 山中湖	⑩静岡 ラフォーレ伊東温泉湯の庭
	⑪静岡 伊豆マリオットホテル 修善寺	⑪静岡 優待ホテル ホテルラフォーレ修善寺	⑪静岡 ラフォーレ修善寺& カントリークラブ	⑫滋賀 琵琶湖マリオットホテル	⑬京都 優待ホテル 料理旅館 花楽	
⑭大阪 優待ホテル コートヤード・バイ・マリオット 新大阪ステーション	⑮和歌山 南紀白浜マリオットホテル	⑯長崎 優待ホテル ホテルインディゴ長崎 グラバーストリート	⑰沖縄 優待ホテル シェラトン沖縄 サンマリーナリゾート			

**ラフォーレ倶楽部で  
いつでもお得に!**

【料金例】5月に伊豆マリオットホテル修善寺へご宿泊の場合 ※2026.1時点

素泊まり/スーペリアルーム泊 定員利用時 1名様あたり 消費税・サービス料込	一般料金 13,213~27,527円	➡ 会員料金 <b>7,000~15,000円</b>
--	------------------------	--------------------------------

**ご予約方法**

ご予約は、4ヶ月前の月の1日\* 9:00から。  
法人会員No.、法人パスワードは健康マイポータルにて  
ご確認いただけます。  
\*トップシーズンは受付開始日が異なります。

step 1 **ご予約**

健康マイポータル内の  
【ラフォーレ倶楽部空室照会・予約・プラン】よりご予約

step 2 **利用当日**

ホテルフロントにて予約代表者の「**保険資格確認書類**」をご提示ください。  
ホテルでのご精算となります。

全国のホテル・ゴルフ場をかんたん予約  
さらにお得に利用したい方向け

**ラフォーレ倶楽部公式アプリ  
「森トラストホテルズアプリ」**

- 全国のホテル・ゴルフ場をかんたん予約
- 宿泊・ゴルフプレイで貯まる**スタンプクーポン**でさらにお得に
- **お誕生月や記念月**には  
クーポンをプレゼント

**インストールはこちら**

※インストール後、会員種別は  
「ラフォーレ倶楽部会員(法人会員)」を  
選択してください。



# 健康問題 ニュースワード<sup>4</sup>

ここでは、今知っておきたい健康問題に関するトレンドワードをお伝えします。

監修 東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 准教授 田淵 貴大

LIVE

ニュースワード

## 加熱式タバコ

### 「加熱式だから大丈夫」ではない!?



参考:日本学術会議報告「加熱式タバコの毒性を知り科学的根拠に基づく施策の実現を」

### 加熱式タバコは害が少ない?

タバコ会社の広告には、加熱式タバコに対して「有害物質低減」とうたっているものがあります。健康へのリスクが少ない、受動喫煙がないと思って吸っている人が多いといわれていますが、実際の健康への影響はどうかでしょうか。



### 害が少ないタバコは存在しない

加熱式タバコは高温で加熱したタバコ葉の蒸気を吸い込むため、ニコチンや発がん性物質が含まれています。一部の有害物質の量は減っても、有害物質の種類は紙巻きタバコと同様に多く、健康へのリスクは少なくならないと考えられています。有害物質が十分に減っているとは言えず、「有害物質が少ない=紙巻きよりも健康にいい」というわけではないのです。

また、加熱式タバコの煙は30~40cmの範囲しか見えませんが、呼気の勢いで約3m先まで到達しています。加熱式タバコを使用している方の配偶者と子どもの尿中ニコチン濃度は、非喫煙者または非使用者の配偶者や子どもより高かったというデータもあり、**受動喫煙のリスクがあります。**

### 加熱式タバコは禁煙に有効?

禁煙するために紙巻きタバコから加熱式タバコへ切り替えを考えている人がいます。禁煙へのステップとして有効なのでしょうか。



### 禁煙の手段にはならない

加熱式タバコの使用が禁煙に役立つという科学的根拠は示されていません。それどころか、**加熱式タバコの使用や併用は、禁煙意欲を阻害し、むしろ禁煙しにくくする可能性が指摘されています。**加熱式と紙巻きを併用して禁煙しようとするとうニコチン依存が維持されやすく、禁煙にはつながりません。



では、どのように禁煙すればよいのでしょうか。



## 加熱式タバコも健康保険で禁煙治療が受けられる

禁煙外来では、**カウンセリングなどの心理療法と禁煙補助薬による薬物治療の両輪で禁煙を目指します**。カウンセリングでは、それぞれの健康状態や性格、生活に合わせた自己管理法や吸いたくなったときの対処法など実践的なアドバイスが行われます。このような心理療法に加えて、ニコチンパッチなどの薬物治療を併用することで、**比較的楽に禁煙を目指すことができます**。

### 健康保険の適用条件

- ニコチン依存症の判定テスト(TDS)で5点以上
- 1日の喫煙本数×喫煙年数=200以上(35歳以上)
- 直ちに禁煙を希望し、治療を受ける文書に同意

費用：約13,000円(3割負担の場合)

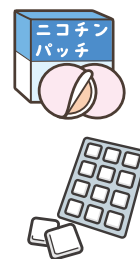
期間：12週間で5回受診

※オンライン診療対応医療機関では2~4回目の診療はオンライン診療を選択できます。かかりつけ医などの場合は全5回ともオンライン診療が可能です。

## 市販の禁煙補助薬を使用する方法も

薬局やドラッグストアでニコチンパッチやニコチンガムを購入することができます。**禁煙外来に行く時間がないというような人におすすめです**。

※ニコチンパッチの購入は、薬剤師による説明を受ける必要があります。



使用する補助薬は、それぞれの特徴を踏まえて選びましょう

## 当組合の禁煙支援事業

当組合では、一人でも多くの方に禁煙に取り組んでいただけるよう、禁煙外来治療費補助、オンライン禁煙プログラムを導入しております。禁煙外来治療費補助制度では、**20,000円を上限に補助**が出るため自己負担がほとんどなく禁煙外来を利用することができます。また、通院時間の確保が難しい方でも取り組みやすいオンライン禁煙プログラムも**無料**で利用することができます。

※禁煙外来治療費補助、オンライン禁煙プログラムはそれぞれ年度1回限りとし、同時期の利用は出来ません。

### 禁煙外来治療費補助

#### 補助対象者

- ①申請時点で当組合の資格がある被保険者(任意継続被保険者を除く)
- ②日本国内の医療機関において、保険適用の禁煙外来で医師の指導のもと、禁煙プログラムを修了し、禁煙に成功した方
- ③原則として計5回の受診により治療を完了した方、または、5回未満の受診において、医師等により治療が完了したと判断された方

#### 申請方法

- ①禁煙外来の初診日までに、「禁煙外来治療利用申込書」を健康保険組合へ郵送またはFAXしてください。
- ②禁煙外来治療がすべて終了したら(原則として計5回)、「禁煙外来治療補助金支給申請書」に必要な事項を記入のうえ、医療機関が交付した「禁煙外来治療終了証明書」、「禁煙治療費の明記がある医療機関発行の領収書原本(医科・調剤分)」を添付して、所属事業所経由で健康保険組合へ提出してください。

### オンライン禁煙プログラム

#### 補助対象者

- ①利用時点で当組合の資格がある被保険者(任意継続被保険者を除く)

#### 申請方法

- ①右のQRコードよりアプリをダウンロードして、初回面談の予約を行ってください。  
※アプリ登録に必要な招待コード：691612



# けんぽ INFORMATION

## 組合議員就退任の報告

※敬称略

### ●退任について 次の方が退任されました。

常務理事	吉本 直司	MBK連合健康保険組合
選定理事	杉本 秀徳	高速道路トールテクノロジー株式会社
選定理事	吉本 真治	三井物産プロジェクトソリューション株式会社
選定議員	松本 純代	三井物産メタルズ株式会社
選定議員	佐藤 伸二	ウェアラ株式会社
互選理事	碓井 良成	エムエム建材株式会社
互選議員	中野 文仁	三井物産プラスチック株式会社
互選議員	平野 敦子	株式会社QVCジャパン

### ●就任について 新たに次の方が就任されました。

常務理事	小風 寧	MBK連合健康保険組合
選定理事	稲垣 祐志	高速道路トールテクノロジー株式会社
選定理事	木寺 勉	三井物産プロジェクトソリューション株式会社
選定議員	杵師 広直	三井物産メタルズ株式会社
選定議員	葉山 悌	ウェアラ株式会社
互選理事	町田 秀行	三井物産ケミカル株式会社
互選議員	大岩 太朗	エムエム建材株式会社
互選議員	丹生 勝也	三井物産プラスチック株式会社
互選議員	八百板 徳高	日本マイクロバイオフーマ株式会社

### ●監事の選挙について 互選監事退任に伴う監事選挙が令和7年7月23日開催の第123回組合会で実施され、次の方が選出されました。

互選監事	結城 久美子	三井物産パッケージング株式会社
------	--------	-----------------



## 事業所の異動に関すること

### ●加入

MBK Wellness株式会社 秋葉原支社	東京都千代田区	令和7年8月1日
------------------------	---------	----------

### ●脱退

Bフードサイエンス株式会社	東京都千代田区	令和8年3月1日
大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	令和8年4月1日

### ●名称変更

MSエネルシア株式会社	東京都文京区	令和7年4月1日
Bフードサイエンス株式会社	東京都千代田区	令和7年5月31日
大和かんぼオルタナティブインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	令和7年7月1日
MBK Wellness株式会社	東京都港区	令和7年8月1日

### ●所在地変更

株式会社 iMedical	東京都千代田区	令和7年2月25日
MSエネルシア株式会社	東京都千代田区	令和7年11月4日
ダイナミックプラス株式会社	東京都千代田区	令和8年1月16日

### ●削除

株式会社物産フードサービスデジタルマーケティングカンパニー	東京都千代田区	令和7年5月1日
MBK Wellness Holdings株式会社	東京都港区	令和7年8月1日

## その他

### ●収入支出決算に関すること

令和6年度事業報告及び収入支出決算について

### ●標準報酬月額に関すること

令和7年9月30日現在の平均標準報酬月額 410,000円 (27等級)

### ●組合同約・規程に関すること

(変更)	<p>【規 約】</p> <p>第44条 保険料額及び調整保険料額の負担割合、第44の2 特定被保険者の保険料額、第44条の3 介護保険料額の負担割合、第47条 予備費の費途、第48条 準備金の保有方法</p> <p>【規 程】</p> <p>会計事務取扱規程、システム等運用管理規程、就業規則、育児休業等に関する規程、在宅勤務規程、個人情報保護管理規程、検査及び監査規程、組合会議員選挙執行規程</p>
------	--

## 理事会・組合会の報告

- ・ 第274回 理事会 (令和7年5月22日開催)
- ・ 第275回 理事会 (令和7年5月26日開催)
- ・ 第276回 理事会 (令和7年7月23日開催)
- ・ 第123回 組合会 (令和7年7月23日開催)
- ・ 第277回 理事会 (令和7年8月20日開催)
- ・ 第278回 理事会 (令和7年9月16日開催)
- ・ 第279回 理事会 (令和7年12月5日開催)
- ・ 第124回 組合会 (令和7年12月5日開催)
- ・ 第125回 組合会 (令和8年1月15日開催)
- ・ 第280回 理事会 (令和8年2月6日開催)
- ・ 第126回 組合会 (令和8年2月6日開催)

